

平成22年12月17日

午前10時開議
議 場

1. 議事日程（第19日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第75号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第4号）（所管部門）
2. 議案第80号 平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
3. 議案第87号 指定管理者の指定について（上天草物産館さんぱーる）
4. 議案第88号 指定管理者の指定について（上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」）
5. 議案第89号 指定管理者の指定について（上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台）
6. 議案第90号 指定管理者の指定について（上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園）
7. 議案第91号 指定管理者の指定について（上天草市姫戸白嶽森林公園）
8. 議案第92号 指定管理者の指定について（上天草市大矢野自然休養村管理センター）
9. 議案第93号 指定管理者の指定について（上天草市大矢野総合スポーツ公園）
10. 議案第94号 指定管理者の指定について（上天草市松島総合運動公園）

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第71号 上天草市カントリーパーク花海好条例の制定について
2. 議案第75号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第4号）（所管部門）
3. 議案第81号 平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
4. 議案第82号 平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）
5. 議案第86号 財産の無償貸付けについて
6. 陳情第17号 湯島地区北側護岸保全（道路）整備事業に関する陳情書（継続審査）
7. 請願第 2号 E P A・T P P交渉に関する請願書

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第72号 上天草市学校教育施設整備基金条例の制定について
2. 議案第73号 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第74号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第75号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第4号）（所管部門）

5. 議案第76号 平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
6. 議案第77号 平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
7. 議案第78号 平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
8. 議案第79号 平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
9. 議案第83号 平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
10. 議案第84号 平成22年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
11. 議案第85号 平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
12. 請願第3号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願

- 日程第4 議案第75号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 発議第5号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出について
- 日程第6 発議第6号 桑原千知議員に対する辞職勧告決議
- 日程第7 樋島漁協損失補償調査特別委員会委員長報告
- 日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（21名）

議長 堀江 隆臣

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 平田 晶子 | 2番 何川 雅彦 | 3番 田中 辰夫 |
| 4番 須崎 光枝 | 5番 宮下 昌子 | 6番 西本 輝幸 |
| 7番 高橋 健 | 8番 小西 涼司 | 9番 島田 光久 |
| 10番 川口 望 | 11番 田中 万里 | 13番 北垣 潮 |
| 14番 園田 一博 | 15番 窪田 進市 | 16番 津留 和子 |
| 17番 桑原 千知 | 18番 渡辺 勝也 | 19番 田中 勝毅 |
| 20番 猪塚 安親 | 21番 新宅 靖司 | |

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	川端 祐樹	教 育	長	鬼塚 宗徳
総務企画部	長	永森 良一	市民生活部	長	佐伯 秀昭
建設部	長	尾上 徳廣	経済振興部	長	坂中 孝臣
教育部	長	村枝 誠二	健康福祉部	長	杉田 省吾
会計管理者		杉田 良一	上天草総合病院事務長		松本 精史
水道局長		松本 和任	総務課長		橋本 秀雄
財政課長		竹下 学			

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局	長	森内 孝生	局長補佐	野崎 秀満
主 事		川端 彰		

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

お諮りいたします。報道機関から写真撮影の申し出がっております。これを許可しようと思
いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。それでは、許可をいたします。

審議に入ります前に、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し
上げます。

検討事項は2件の追加議案の取り扱いで、追加議案の内容は、発議2件でございました。

発議第5号は、経済建設常任委員会に付託し、採択していただいております「TPP交渉参加
に反対する意見書の提出について」でございます。

また発議6号は、桑原千知議員に対する辞職勧告決議でございます。以上2件の発議につつま
して、事務局長から提案理由の説明を受け、委員会で慎重に審議しました結果、全員異議なく本
会議に上程することに決定いたしましたので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、委
員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議におきまして総務常任委員会に付託いたしました議案第80号、平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号外9件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） おはようございます。総務常任委員長報告をしたいと思います。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る12月10日に委員会を開き、議案審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号の所管部門についてでございますが、まず委員から、市長選挙費のポスター掲示場設置委託料の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から県議会議員選挙と市長選挙の期日の関係で、当初、市長選挙期日が不明であったが、統一地方選挙が4月24日に決定したことで4月10日の県議会議員選挙の後、市長選挙と市議会議員の補欠選挙となるため、経費削減ということから1回の設置で済むことを考えて、ポスター掲示場設置委託料を22年度の補正予算で計上させていただいたとの答弁でありました。

以上のような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号、平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号についてでございますが、本件につきましては、本会議でも質疑がありましたが、委員会では、委員から施設の職員から聞いたところ、基本的には炉というのは1日に1回しか使用できないが、現状は午前中に1回、午後1回と少し無理をして使用している状態である。また、予定数以上になると天草市に行ってもらおうということになるので、早急に改修すべきだとの意見があり、担当課長から、再度詳しい内容の説明がなされ、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号から議案第94号の指定管理者の指定については、経済振興部、教育部にも関係する議案のため、経済振興部長、教育部長、各担当課長にも出席をしていただいて、議案審査に入りました。議案第87号から議案第94号の指定管理者の指定についての審査方法につ

きましては、まず全体的なことで審査を行い、その後、議案ごとに審査を行いました。

まず、委員から、今度新たに選定されたNPO法人の概要や、継続して選定されたところについては、3年間の成果などの資料がないと審査できないとの意見があり、資料の提示を求めたところ、提示がなされ審査に入りました。

委員から、指定管理料について変更はないのかとの質疑があり、担当部長から公募するときに示しており、それに対して各NPOや法人が応募している。今後、社会情勢の変化などで協議をする場合があるかもしれないが、基本的には市が示した金額でやれると応募されているので、御理解いただきたいとの答弁でありました。

また、委員から、松島総合運動公園について赤字が出ているが、また再度応募していることについて質疑があり、担当部長から、確かに赤字になっているが、管理者にとっても初めての運営だったという部分と、また市ではじき出した当初の指定管理料が妥当だったのかという部分も含まれていると考えている。今回はその辺を精査した上で金額を示した結果応札をされた。御承認していただいた場合には、松島総合運動公園については、同じ指定管理者が向こう5年間管理運営を行うことになるが、そこは法人で財務上の見込みを立てた上で応募されたと思っているとの答弁でありました。

これを受けて、委員から、アロマについては管理料を上げたということなのかとの質疑があり、担当課長からは、前は平成19年度の実績に基づいて指定管理料を算定していたが、その後、指定管理を行い平成20年度、平成21年度の実績が上がってきている。当初の算定で適切でなかったところを今回増額、減額の見直しを行った結果、前回の指定管理料より大矢野総合スポーツ公園で92万4,000円、松島総合運動公園で113万7,000円の増額をしており、あくまでも基準額で契約額とは異なってくるとの答弁でありました。

これを受けて、委員から、大矢野総合スポーツ公園については、去年の実績からみると約100万円黒字になっているが、それに管理料を90万円増額することについて内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、施設管理運営にかかる人件費の面で施設長が兼務されているということで、内部的に努力されていることが一つで、市から見ると施設の責任者として施設長は置くべきということで算定しているが、その辺での相違が出てきている。

もう一つ、黒字になっている要因として、光熱水費の削減で、実績と比べて140万円ほど削減されており、指定管理者の努力の成果と思っている。しかし、余り光熱水費を削減、節約されると、利用者が不便を伴うこともある。その辺は適切な管理をしていただきたいとお願いしているところであるとの答弁でありました。

次に、委員から松島総合運動公園についての管理について、いつ行ってもアロマホールが真っ暗で余り好ましくないのではないかと。市民サービス面からして直営のときより低下していると思うので、指導や財務のチェックなどをしていただきたいとの意見や要望がありました。担当部長から、サービス面での低下ということがあるのであれば、今後、各部署でチェックをして指導しなければならないと考えるとの答弁でありました。

次に、委員から、施設によって配点が違うが、配点は同じにするべきではないかと思うので検討していただきたいとの意見や要望がありました。このほかにも指定管理者の指定についての全体的なこととして多くの質疑があり、執行部から詳しい説明を受けました。

次に、議案第87号、指定管理者の指定について、上天草物産館さんぽ一でございしますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号、指定管理者の指定について、上天草市樋合海水浴場休憩施設海の家でございしますが、委員から、海の家と駐車場の管理が別になっているが、今後、樋合海水浴場として一帯の施設として管理していくのが好ましいと思うので、可能であれば行政が働きかけてほしいとの意見や要望がありました。本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号、指定管理者の指定について、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市ミュージアム天文台でございしますが、本件につきましても、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号、指定管理者の指定について、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園でございしますが、本件につきましても、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号、指定管理者の指定について、上天草市姫戸白嶽森林公園でございしますが、本件につきましても、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号、指定管理者の指定について、上天草市大矢野自然休養村管理センターでございしますが、委員から、議案第73号で、条例の一部改正になれば積算の方法などが変わってきて、その他の団体も公募されたかもしれないのではないか。また、今回選定されている団体には説明をしてあるのかとの質疑があり、担当課長から、現地説明会において、料金についての質問がなかったため、この部分については説明しておらず、説明しておくべきであったと思っている。

ただ、今回提出している使用料については、以前から時間単位での利用料金で使用していたとの要望が多数あっており、平成18年度から提案している利用料金体制で運営を行っている現状で、条例と相違している部分ということで、是正しなければならないということで、今回条例の改正をお願いしているとのことである。そのため、今回の改正によって利用者及び使用料の増減には影響はしないものと判断しているとの答弁でありました。

このような質疑内容を踏まえまして、委員会では慎重に審議をいたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号、指定管理者の指定について、上天草市大矢野総合スポーツ公園でございしますが、本件につきましても、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決

定いたしました。

次に、議案第94号、指定管理者の指定について、上天草市松島総合運動公園でございますが、本件につきましても、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

また、委員から、すべての指定管理について行政がきちんと管理監督をしていただきたいとの要望がありました。担当部長から、今回新規の法人が加わっているので、選定委員の中からも行政との連携を密にして指導などを徹底してくれと要望があがっているので、そのように実施していきたいとの答弁がありました。

指定管理者の指定についての総括について。今回3カ所が新たに変わっているが、今まで3年間管理してこられた管理者に対しては、3年間お世話になった中で十分な説明をするようお願いしたいとのことございました。

以上が委員会で審議した主な内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会として、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたので御報告申し上げます。

最後に、11月24日から26日にかけて、所管部門の調査研究で福岡県筑後市役所及び長崎県松浦市役所へ視察研修を行いましたので、その報告をあわせて申し上げます。

まず、筑後市役所でございますが、ごみ減量、リサイクル、ごみ処理の取り組みについて説明を受け、意見交換を行いました。筑後市では家庭系ごみの調査を行い、生ごみの減量、資源化ということで七つの生ごみ処理容器と補助制度について取り組んでおられ、その中で手軽にできるダンボールを使ったダンボールコンポストについては、実物を見て勉強させていただきました。

松浦市では、定住促進事業の取り組みについて説明を受け、産業振興に寄与するための定住化を中心とし、転入促進のみでなく転出を防ぐために、定住人口拡大に向けた施策に取り組まれており、この町に住みたい、住み続けたいと思っていただけるような環境づくりに積極的に取り組みがなされていきました。

両市の事業に対する熱意と意気込みを肌で感じさせられた研修でございました。三日間を通して所管部門の研修が有意義にできましたことを御報告するとともに、今回の研修で学んだことを本市においても活用できないかなど、さらに勉強を重ね、政策立案等につながるよう頑張りたいと思います。

以上をもって委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） おはようございます。指定管理者の件ですけれども、今回、来年の4月から、契約が一応5年ということをやられているようでございますが、この情勢の変化の激しい時期に、5年間という期間について、長いとか、5年間のうちに3年で1回見直しをす

るといった意見はなかったのかお聞きいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） それは新規のときは3年間、次に継続する場合は5年間と
いうことでの取り組みがなされておる中で、3年間過ぎた後の5年間ということで、別にその
期間について質問はなかったと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○3番（田中 辰夫君） それはわかりますけれども、一応5年以内ということであつたわけであ
ります。私が内容を見るところでは、必ずしも5年ということで決定はしていないように思い
ますので、5年以内という文句を書いていますので、そういうことを含めると絶対5年に
しないとけないということはないのではないかと、そういう質疑はなかったとい
うことです。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） それはありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○3番（田中 辰夫君） もう一つ、松島アロマの収入が少なく赤字になっているという内容
でございましたが、なぜ赤字なのか。若干私の感じるによりますと、行政のいろいろな
協議とかに使用される分が多々アロマであつていると思いますけれども、そういう職員並びに
行政側が使用された場合の使用料等が、一般の方が使われるような状況で支払っていれば、そ
んなに差はないのではないかと私は感じるんですが、そういう意見はなかったかお聞きした
いんです。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 若干そういう部分があつたと思いますが、今、田中議員が
言われるところに踏み込んでまでの質疑はございませんでした。ただ、指定管理を受けている
企業として、企業自体が努力して、その点については、経営的な部分は中身まで踏み込んで
できない中で、それ以上の問題がもし発生すれば、当然企業から何かのアクションがあると思
いますが、特に今言われるようなことはありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○3番（田中 辰夫君） どうしても赤字というのは市側にとっても余り好ましいことではない
と思いますので、取り決めをされる、恐らく今から締結をされるまでの間にいろいろな交渉が
あると思いますので、そういうところをお互いよく話し合っていて、やはり受けた以上、
赤字はよくないと思います。その点をよく審議されまして、市民へのサービスの低下がない上
で受けられた方々もよかったという結果が出たほうがいいんじゃないかと思つたので、そ
ういうところをお伝えしておきます。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 今の田中委員の発言に対しては、先ほど言いましたけれど

も、企業の方からいろいろなそういう部分が出たときには何かあると思います。しかし、私たちの委員会としても、当然その付近はいろいろな形で精査する中で、こちらもお願いしている部分もある中で、両方がいいような形でしなければいけないと思いますので、その案件が出た時点では十分意見を尊重した中で審議をしたいと思います。いいですか。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

6番、西本君。

○6番（西本 輝幸君） 一言いいですか。管理委託する前には自動販売機あたりを地元業者の方がされていましたが、管理委託されてから撤去されたという話を聞きましたが、そういう話も委員会ではなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） まことに申しわけありませんけれども、今、西本委員が言われた内容に対しては出なかったんです。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） できれば管理委託者の方に対して、自動販売機なども地元にありますので、そういう利用をされるならば、地元の方が設置できるようお願いをしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 委員会の中で今言われた部分を審議して、執行部にお願いをして管理者に生かしていただくようしたいと思いますので、いいですか。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかになければ、議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、議案第80号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第87号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第 88 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第 89 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第 90 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第 91 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第 92 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第 93 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第94号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第71号、上天草市カントリーパーク花海好条例の制定について外6件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） おはようございます。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る12月9日に委員会を開き、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について報告をいたします。

まず、議案第71号、上天草市カントリーパーク花海好条例の制定についてですが、本件につきましては、幾つかの確認事項の質疑はありましたけれども、カントリーパーク花海好公園は、上天草市都市公園条例に基づき運用してきたものを特定地区公園として設置及び管理に関する事項を定めるため条例を制定するものであり、本件につきましては、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号の所管部門についてですが、まず委員から、農林水産費、水産振興費の上地区荷さばき所新築工事の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、昨年3月議会で予算承認をいただいた中地区の柳、上地区の鳩の釜の2カ所の荷さばき所施設整備事業についての一つ、鳩の釜漁港用地の荷さばき所施設工事の増額を計上している。その内容については、鳩の釜の漁港用地は、埋め立てによる整備が昭和58年から平成5年にかけてされたものであり、当初の水産庁の事業計画申請の段階においては、一般的に安定した地盤での基礎工事構造等の計算を行い、概算工事で採択され、実際の実施設計は予算を全額繰り越して、今年度に入って実施している。

実施設計に当たっては、基礎工の設計施工の基礎資料を得るため、ボウリング調査を予定地で実施した。その結果、埋め立て用地の関係で地中の土砂に海底土砂等が多く含まれており、水分も多く軟弱な地盤であることが判明した。

この地質調査を踏まえて耐震強度計算等を行い、詳細設計をしたところ、本体の鉄骨構造が複雑になったり、基礎地盤の整備費が膨らむなどして、当初建設工事費としては、1,720万円を予定していたが、1,379万9,000円を増額せざるを得ないということで、3,099万9,000円の建設工事費になった。

またほかに、上水道の引き込み計画では、通常の排水管から引き込みを想定していたが、供給に必要な給水量の算定が、排水管では間に合わないということが判明して、本管からの引き込み管約50メートルが必要となり、機械設備工事費が当初537万円を予定していたが、269万7,000円増の806万7,000円になった。運用面については、あまくさ漁協と慎重に協議を行ったが、効率性、使い勝手等について要望があったため、使いやすい生けすの構造や強度などを精査した結果、製作費用が当初443万円を予定していたが、270万4,000円増の713万4,000円となった。合計で、当初の工事費2,700万円の工事費が1,920万円の増額で、合計4,620万円の工事費になったことの説明がありました。

委員から、高額な補正予算になっているが、漁協との協議などはなされたのかの質問に、担当課長から、実際の運用についてはあまくさ漁協になるが、この工事費増になるという段階で漁協とは相談した。その時点で検討させていただきたいということであったが、まだ具体的には負担金の拠出については回答をいただいていない。大きな理由として、今回の荷さばき所の整備については、漁協自身でも金銭的な支出が発生している。中地区の柳の荷さばき所のほうに新しい事務所をつくられたことで4,500万円の支出がなされている。また更地に解体する費用を漁協に負担していただいているが、770万円ほどの費用が発生している。ほかに、工事が竣工するまでの間、仮設の荷さばき施設をつくられているが、その費用が150万円かかっている。

ほかにも給水ポンプの改築工事が1,406万4,000円、来年度計画のハモ部会の加工場の移転費用3,000万円を予定している。合計すると約1億円弱の費用が発生しているということでもあります。漁協としては何らかの負担はしたいという気持ちはあるけれども、漁協自身にももろもろな負担があるので、荷さばき所の負担については非常に厳しいというのが現状であるとの答弁がありました。

また、議長から、イノシシ対策についてはイノシシ食肉施設の建設を望む声を聞くが、建設に当たってのハードルについて質疑があり、担当課長から県内の2カ所の施設について研修させていただいた。天草市の御所浦施設、球磨郡多良木町の施設であるが、御所浦施設については地元の猟友会の有志の方が行っている施設で地元の物産館、ゆうパック等のネット販売を積極的に取り組まれているが、基本的には赤字経営で、ボランティア的な経営になっている。採算性の面から利益の上がる施設とは言い難いところがある。

また、多良木の施設については、生業として行っている関係からイノシシだけ儲からなくても、

シカ、ウサギ等のいろいろな食肉が売れる中で、イノシシも売れば良いということである。採算とは別の次元で商売をされているので、イノシシだけでの収支は厳しいのではないかとの答弁がありました。

議長から、捕獲頭数がふえていけば、その後の処理についても考えていかなければ、獲るだけ獲れと言っても、その後の処分が十分でなければ、イノシシ対策としては根本的な解決になっていかないのではないかとの意見がありました。

次に、委員から農地費の荒木浜地区換地清算金について、受益者の未納というのは発生していないのかの質疑に、担当課長から、工事負担金として10%を受益者に負担していただいている。負担金自体は自治体と合わせて清算は済ませているが、受益者の方は農林中金などから借り入れされて分割で支払いをされている。一部の方で、この支払いが滞っている方がいるが、荒木浜地区に農免道路が新設されている関係から、県の事業として用地を買い取っていただいている。地権者から少しずつ買い取っていただいている形になっているので、県から皆さんに用地代として清算金として返ってくるお金が2,948万7,000円あるので、現在未納の方の分も清算金として返ってくるお金があるので、その分で未納分を充当していただいているとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第81号、平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、本件については、現予算3億3,369万2,000円に補正額338万8,000円を減額し、3億3,030万4,000円とするもので、補正額の主なものは、起債償還元金及び利息分の算定修正による389万9,000円を減額するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第82号、平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第2号についてですが、本件につきましては、内容確認の質疑はありましたけれども、物揚場造成に伴う起債償還元金に充当予定の阿村港物揚場占用料73万2,000円が減額となったため、一般会計から充当予定の繰入金73万2,000円を増額するものであったため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第86号、財産の無償貸し付けについてですが、本件については、担当部長から、天草きのこファーム立地については、6月から8月にかけて樋合小学校跡地検討委員会を2回開催した。また、9月には住民説明会を開き、その後の10月の時点で教育委員会から跡地利用申請を文部科学省に出していただき、来年1月の中旬ごろには決定通知が来るようになっている。その決定通知に基づいて跡地の借地契約をさせていただきたい。また学務課から、申請時は有償ということにしていたが、地域に根づいて地域の方を雇用していただくためのサポートとして3年間は無償とする形を取りたいとの補足説明がありました。

また、教育部長から、議案第72号の上天草市学校教育施設整備基金条例の制定については、学校の統廃合によって廃校になった財産の処分については、国に補助金の返還を行うかわりに、基金の積み立てが必要であることから、今回新たに基金条例を定めるものであるが、補正予算に

については学校教育施設整備基金として16万6,000円を計上している。これは、今回の企業誘致の関係で来年2月から5年契約を行う。そのうち3年間は無償契約をするということであるので、2月、3月分の2カ月間分を本年度で積み立てを行う必要があるということで計上させていただいた。また、この積み立てについては、3年間は無償ということであるので、一般財源から3年間は積み立てが必要になってくるが、その後の2年間については、天草きのこファームが基金積み立ての負担をすることになるとの補足説明がありました。

まず、委員から、教室などを使用するということになるが、修理補修等のリスク分担はどうなっているのかの質疑に、担当部長から、運用基準に、借主は原状回復して貸主に返還しなければならないと定めているので、借主負担となるとの答弁がありました。

また、委員から、この景気状況の中で3年間の無償貸し付けでいいのかとの質問に、担当部長から、その点について協議をしたが、やはり5年契約のすべての期間を無償とするより、3年間の間で地域に根づくための努力をしていただくことを考えて3年間としたとの答弁がありました。

また、委員から、他の学校跡地の活用についても、この3年間というような契約の形で進められるのかの質疑があり、担当部長から、今回の契約というのは初めてのケースであり、今回の契約を今後参考にして進められるのではないかと答弁がありました。

また、議長から、3年経過後は基金部分と賃借料の両方を天草きのこファームが支払うことになるのか。また、賃借契約書の第12条に、市は物件の修繕義務を負担しないとあるが、樋合小学校は比較的新しいのでいいが、古い校舎もあるので、雨が降って雨漏りしたりとか構造上の問題で修理が必要となった場合はどうするのかの質問があり、担当部長から、3年経過後は、企業が考えている施設及びグラウンドの一部の借り上げ料で計算すると、年間129万5,374円の賃借料になる。その賃借料の中から基金として年間99万4,000円を積み立てていただくことになる。

また、修理については、軽微な修繕については企業に負担していただきたいと考えているが、構造上の修理修繕が必要なケースについては、今後協議しなければならないとの答弁がありました。

また、委員から、繁忙期には30人の雇用を考えているということだが、繁忙時期というのは何月のことなのかという質疑に、担当部長から、国の許可が出たら、即契約をし、樋合小学校のグラウンド跡地に10棟のビニールハウスを建て、4月に菌糸を入れることになる。そうするとハウス内の気温が上昇し、キクラゲが成長してくるので、11月ごろまでが一番の収穫時期になる。また、12月から3月までの期間は、キクラゲの収穫が見込めない時期であるので、企業側は別の種類のきのこの栽培を考えているという答弁がありました。

また、委員から、1棟当たりのキクラゲの収穫量はどれくらいあるのかの質疑に、担当部長から、1棟当たり年間約3トンの収穫があると見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員から、火災などに備えた火災保険料の負担はどうなっているのかの質疑に、担当部長から、建物等の所有は市の所有であるので、当然、市が負担することになるとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております陳情第17号、湯島地区北側護岸保全道路整備事業に関する陳情書についてですが、本件につきましては、まず委員から、この陳情書の整備を行うとなると単独事業になるということであったが、単独で行うと相当の整備費になる。何か補助金の対象となる補助事業はないのかの質疑に、担当課長から、補助事業には一定の要件があり、今回の陳情書については、この要件に当てはめるのは大変厳しいので単独事業として行うしかないとの答弁がありました。

また、委員から、補助事業として行うのであればいいが、単独事業で行うことになれば高額な整備費がかかるので、採択するというのは難しいのではないかとの意見があり、担当課長から、護岸工事だけで1億円程度、消波ブロック等の設置で3億円程度になるので、大変な財政負担が強いられることになる。また、補助事業となったとしても一部負担が発生してくるので、財政的な問題が大きなネックになるのではないかとの答弁がありました。

また、委員から、湯島の市道の延長工事等の計画はどうなっているのかとの質疑に、担当課長から、天然護岸の上部に市道が走っているが、今回の申請場所は、すべてが漁港区域に含まれている関係から、市道での補助工事というのは不可能ではないかとの答弁がありました。

また、補足として、担当部長から、今日、現地踏査で龍ヶ岳、外平海岸を見ていただいたが、景観に優しい護岸工事で整備されている。これは一つの浸食防止の工事であるが、ほかにもいろいろな工事のやり方等があると思うので、県を通じて補助金とかあるいは農林水産省あたりにも打診をしてアドバイスを受けながら、前向きに検討したいとの答弁がありました。

本件につきましては、このような意見を踏まえて、合併前からの湯島住民の方々の悲願でもあるということ、またいろいろな問題を抱えている関係から、採択したから即工事に取りかかるというのは無理があるので、いろいろな角度から調査研究をやっていただきながら、整備に向けて前向きに進めていただくことで、この陳情につきましては、一部条件つきではありますが、反対意見もありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号、EPA・TPP交渉に関する請願書についてですが、本件につきましては、担当課長から、EPAというのは経済連携協定の略語で、関税の撤廃を協定するものである。また、TPPというのは農林水産物に加えて、知的財産権、投資ルール、労働力まで自由に行き来できるという性質的なものであり、環太平洋にある国々が広域的に自由貿易協定を結ぶというものである。

また、国、県で協定を結んだ場合、日本の影響資産額を出しているが、国が米、小麦、牛肉、乳製品、豚肉、鶏肉等で4兆1,000億円の影響が出るとしている。県では、1,147億円の影響が出るとしている。市では、米、小麦、牛肉、乳製品、豚肉、鶏肉等の生産額にそれぞれ影響額の試算を当てはめて計算すると、9億700万円の生産額に対して8億2,140万円の影響が出るとの試算を

していることの説明がありました。

また、市としては、T P Pへの参加については見過ごすことができない。また、J Aあまくさでも上天草市長あてに緊急の要請書が提出されたこともあり、11月18日付で反対を表明する意見書を国に送達したとの報告がありました。

本件につきましては、このような説明、報告を踏まえて、この請願書につきましては慎重審査の結果、採択することに決定いたしました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査・調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 11番、田中です。2点お尋ねいたします。

まず、樋合の学校跡地利活用についてですが、30人の雇用というのを質疑の中で説明されておりました。先ほどの委員長の報告によると、一番多いときが30人で、年間を通じて30人の雇用というわけではないのでしょうか。1年間を通して収穫時期か何かのときに30人雇用をするという解釈の仕方ではよろしいのでしょうか。その辺の意見等、また説明をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そういうことでございます。ですから、年間を通じて一番とれる時期は、さっき報告いたしましたように春先以降夏場が一番多いと。そのときには30人ぐらいは雇用できると。しかし、そのほかの冬の時期とかはなかなか平均していないので、それについては、ほかのキノコ類を考えているということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中君。

○11番（田中 万里君） それならピークのときは30人、ピークでないときには何人ぐらいの正社員をここで雇用ができるのか。また、正社員について何人、パートについて何人ぐらいの雇用が可能なのか等の意見が委員から出なかったかという点。

それから、湯島の陳情の件でお尋ねします。反対意見が出たということですが、反対の理由というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） まず、初めの質問ですけれども、今、来年の実務に向けての試験栽培がされておりました。委員会で現地踏査をしまして、キクラゲというのがこういうものかなと。そして施設も見せていただきまして、その中では3年間ぐらいはかなり投資しながら、雇用も必要に応じてしていくと。それから、やはり4年目、5年目となりますと、ある程度規模を大きくやっていくということで。現在では、指導するような職員の方が2名で

すか、研修をされた方が今の実験に携わっていると。今後については、その人たちが指導的な立場になって雇用なり臨時ということでやっていくということです。今後については具体的なものは質問ありませんでしたけれども、会社側からの説明も事務局からは具体的にはありませんでした。

湯島については、やはり前回は継続になっておりましたけれども、非常に高額であるということでしたが、委員の中には合併前からの島民の大きな願いであるということもありました。しかし、非常に財政は厳しい中にあるということでしたけれども、採択いたしました。反対の方については、自然を守っていくということで、そういった工事については賛同できないという趣旨であったかなと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、これを許します。

13番、北垣潮君。

○13番（北垣 潮君） ちょっと長くなると思いますが、制止しないでください。

陳情第17号、湯島地区北側護岸保全（道路）整備事業に関する陳情書に反対討論します。

9月の委員会でも、観光の面でも漁業の面でも自然海岸は残さなければならないということで陳情に反対しました。今回、14日には、午後の満潮時でありましたけれども、現場を歩いて見してきました。9月の経済建設委員会では、貸し切り船で海上から見ましたが、今回は14日と、きのうの午前の干潮時にも研究者の方と一緒に見してきました。

私は、龍ヶ岳町時代も、外平海岸を埋め立ててのコンクリートでの海水浴場建設については、町の議会の中では私一人反対してきました。現在は、皆さんも御存じのように、ある程度自然が残った海岸で、皆さんから評価をいただいているところでありますが、その中でも東京大学の清野さんとかいろいろな町外の人たちの応援で残すことができました。湯島についても、この自然は残すべきだと強く思いました。確かに、地域の人たちに聞いたところでは、つくってほしいという人がほとんどでありましたが、地元の人たちが一番望んでおられるのは地域の活性化であります。私は、湯島のためには、この自然海岸は残すべき宝だと思います。湯島は上天草市の宝だと思いますし、北側の海岸からは雲仙も大矢野島も望め、映画のロケ地にもなると思いました。

例えば、NHKドラマ「セカンドバージン」が映画化されるときに手を上げるとかすれば、観光客もふえると思いますし、北側の海岸には天草四郎が上陸したハエドマリというところもあると聞きました。湯島の活性化のためには温泉を掘るとか、高齢者の介護施設をつくるとかのほうがいいと思います。湯島はいいところです。海岸を一周してきましたが、護岸してあるところとないところでは全然違います。観光地としてにぎわっているところは、自然豊かなところですよ。

湯島しかないものは残すべきです。

上天草市のキャッチフレーズは、人と海の触れ合うまちであります。国の借金は、現在、今朝の借金カウンターを見ましたら1,113兆円あります。合併時は700兆円もなかったと思います。我々がそういうことをしていると、子どもや孫から、「じいさん、何で借金を残したの」と言われる時代が来ると思います。とにかく、漁業の面からも観光の面からも文化の面からも湯島の自然は残すべきだと思ひまして、私は反対します。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終了いたします。

それでは、委員長より報告がありました案件について、採決をいたします。

まず、議案第71号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第81号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第82号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第86号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第72号、上天草市学校教育施設整備基金条例の制定について外11件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） おはようございます。文教厚生常任委員長の報告をする前に一言皆さんに許可をいただきたいと思います。実は、今朝子どもを抱っこしたところ、腰がギクッときてぎっくり腰になって、立っているのがやっとなで、委員長報告はいすに座ったままさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係3議案、予算関係8議案、請願1件につきまして、去る12月13日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

なお、今回は、和光園の排水路整備工事の予算が計上されていまして、現地踏査を行い、昨年冠水した状況や、工事の概要について詳しく説明を受け、また議会報告会で市民より質疑がなされた教良木保育園を視察し、審査に入りました。

議案審査についてでございますが、初めに議案第72号、上天草市学校教育施設整備基金条例

については、学校施設整備を目的として基金へ積み立てをするための条例制定であります。委員から、対象となる樋合小学校の取り扱いについて、教育施設から普通財産になるのかとの質疑があり、執行部から学校施設等は文科省に申請して普通財産となり民間に貸し付けを行うこと。なお、体育館は社会体育施設として住民に開放するとの説明がありました。また、この条例制定により、今後廃校となる学校施設についても民間等に貸し付けを行う際は、国庫補助金返還相当額を基金に積み立てることにより国への補助金返還が免除されることになるとの説明がありました。

このような質疑を経まして、この条例については、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第73号、上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定については、使用料を同等施設と合わせるための改正となりますが、委員からは、同等の施設とはどこの施設かとの質疑があり、執行部からは全く同等の施設はないが、アロマや体育館の会議室と同様と考え、料金の改正を行ったとの説明がありました。また、休養村は、時間単価が条例で制定されていなかったもので、今回明確にしたとのことでありました。

このような質疑を経まして、この条例改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第74号、上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、姫戸公民館を姫浦公民館と二間戸公民館に分けるための条例改正であります。合併後一つに統一したが対象地域としては広すぎるので、ぜひ区分してほしいとの要望があり、今回改正するとの説明がありました。この条例改正については、執行部より今後の活動状況などの説明を受け、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号の所管部門についてですが、まず、現地踏査を行った和光園の排水路整備について、委員から、周辺施設排水溝に比べ県道の排水溝は勾配が急であり、予定されている工事では水はけが十分できないのではないかとの意見が出されました。執行部からは、いろいろ建設課と検討したが、施設の前の道路が県道であるため、地域振興局との協議の結果、県道に沿ってクランクに排水路の整備をすることになったとの説明がありました。委員からは、工事予算の計上について異議はないが、その内容について昨年の冠水状況を考えると心配されるところであり、再度関係機関と協議をして最善の方法で行ってほしいとの要望がありました。

このほか、健康福祉部門については、執行部より予算措置された子宮頸がんワクチン接種事業、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業、ヒブワクチン接種事業について、国の方針や市の接種実施計画について詳しく説明がありました。

委員からは、来年1月から接種予定だが、子宮頸がんワクチンはワクチンを3回接種しないと効果がないということは、1回接種ごとの助成ではなく3回完了後に補助してはどうかとの意見がありました。執行部からは、接種単価1回1万6,000円のところを本人の窓口負担を5,000円と

し、対象年齢者に多く接種していただき、また確実に3回受けられるよう学校や保護者、市民向けに子宮頸がん予防講演会を開催し、効果等について十分な説明と普及啓発を図り、接種率を高めていきたいとのことであります。

また、教育部門につきましては、ICT推進委託事業について、委員から登立小学校に導入することのことが、統合する龍ヶ岳の学校に配慮して、そちらへあてることはできなかったのかとの質疑があり、執行部からは本年度予算で2月から3月に導入予定であり、閉校準備に追われる教職員の負担等を考えると、龍ヶ岳では無理があると判断したとの説明がありました。また、他の学校から導入の要望が上がったらどうするのか。効果がどうだったのかきちんと分析してほしいとの意見があり、執行部から、今回は国のモデル事業として全額補助で行い、効果も報告するが、他の学校にはその効果をもとに国の補助制度を求めていくとの説明がありました。

このほか、債務負担行為が計上されている小中学校のスクールバス運行委託業務について、バスの台数や運行回数、業者選定や委託料の基準について委員より質疑があり、詳しい説明を受けました。

このように、所管部門の事業予算について委員よりさまざまな質疑があり、慎重に審査をいたしました結果、予算については、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第76号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号及び議案第77号、平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号につきましては、本会議で十分な説明があり、委員会でも慎重に審査をいたしました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第78号、平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号につきましては、委員より、歯科診療の受診者数などに質疑があり、その他につきましても委員会で慎重審査した結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第79号、平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算につきましても、慎重審議を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第83号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきましては、本会議で十分な説明があり、委員会でも慎重に審査した結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第84号、平成22年度上天草市水道事業会計補正予算第2号についてであります。まず委員から、特別損失1,500万円の内容について質疑があり、執行部からは、1企業の倒産により回収不能分の損失分であるとの説明がありました。

委員からは徴収はどのように行っているのか、給水停止の基準はどうしているのか、不納欠損処分をすると請求できなくなるのではないかなど、さらに質疑があり、執行部からは、過年度分の滞納者には、当月分と滞納分をあわせて2カ月分を納めていただいて、給水を継続している。納入されない場合は、督促状を出し催告をして給水停止をしているとのことでした。また、不納

欠損処分については、滞納者の納入計画に入れており、債権放棄まではしていないので受け入れはできるとの説明がありました。

委員会では、水道料金の滞納については、決算委員会でも何年も前から指摘していることなので、大口の滞納や不納欠損を出さないよう改めて徴収計画など十分検討をし、見直しを図ってほしいとの要望がありました。そのほか工事請負費の1億円増額の内容について質疑があり、倉江浄水場にかかわる工事費について、当初予算で10億円の工事費に対し、前払い金を3割未満の3億円で計上していたが、4割未満であったため1億円の増額となったとの説明がありました。

委員会では、年度途中で補正予算を計上しなくていいように当初予算で十分検討、精査した上で計上してほしいとの指摘がありました。

このような慎重審議を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第85号、平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号についてでございますが、この議案につきましては、本会議で十分な説明がありましたので、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第3号、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願については、請願事項として、現在の公的保育制度の堅持と拡充、待機児童の解消が上げられているが、委員からは、都市部では待機児童がふえているので、改善を図るためにも、他自治体では現行制度見直しの意見も多いのではないかと、今の許可制度の堅持と拡充を強く求める請願なので、委員会としても現状についてもっと学ぶ必要があるのではないかなどの意見がありました。

委員会では、上天草市には待機児童はいないが、実際には転勤家庭の子どもで保育園に入れないうちもいる。今の公的保育制度、国が検討している新制度の両方について、もっと調査研究する必要があるとして、この請願については継続審査とすることに決定いたしました。

以上が文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、閉会後におきまして、常任委員会の開催前に一般質問で指摘された事項、議会報告会で市民よりいただきました意見、また、今津中学校の職員トイレの改善と姫戸中学校の雨漏りについて、文教厚生常任委員会で協議してほしいとの意見がありましたので、それぞれ担当課より報告を求め協議をいたしました。特に、学校施設の改修等については、教育委員会としても今後予定される国の経済対策費で対応したいとの説明がありましたことをあわせて報告いたします。

以上、文教厚生常任委員会として委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定しましたことを御報告申し上げます。

最後に、11月18日から20日にかけて、所管部門の調査研究のため鹿児島県出水市、志布志市、鹿児島市へ視察研修に参りましたので、その報告をさせていただきます。

まず、初日の出水市では、子ども医療費助成の拡大、子宮頸がんワクチン接種などの法定外予

防接種の助成についてと、高齢者訪問員制度について研修いたしました。医療費助成については、小学校3年生から中学3年生まで拡大した経緯や予算額、同じく予防接種の助成についても予算等について説明していただきました。また、高齢者訪問員制度については、訪問員5人が、65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯及び70歳以上高齢者のみの世帯を定期的に訪問し、福祉ニーズの掘り起こしや紙おむつ配布などを行っている状況について学びました。

翌日は、田中辰夫議員が一般質問でも報告いたしました横峯さんが経営する保育園を視察し、すべての子どもが天才であるとの言葉どおりの教育を目の当たりにしました。午後は、麦の芽福祉会という福祉施設を訪問し、障害者雇用の現状と現在福祉が抱える問題などについてお話を伺いました。

最終日は、鹿児島市が子育て支援を進める拠点施設として設置した、すこやか子育て交流館「りぼんかん」を視察し、子育て家庭を応援する環境づくりについて学びました。

三日間を通して、所管部門の研修が有意義にできましたことを御報告いたしますとともに、今回の研修で学んだことを今後の文教厚生常任委員会及び議会活動において生かし、政策立案等につなげていきたいと思っております。

以上をもって文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、採決いたします。

まず、議案第72号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第73号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第74号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第76号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第77号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第78号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第79号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第83号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いた

しました。

次に、議案第84号、平成22年度上天草市水道事業会計補正予算第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第85号、平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第3号について、採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

○18番（渡辺 勝也君） 議長。

○議長（堀江 隆臣君） はい、18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） 議会事務局長にお尋ねいたしますが、今3所管の委員長報告が終わったところでございますが、うちの経済建設常任委員会で、私も経済委員でございますが、議長の質問がということを頻りにうちの委員長が申しておられますが、議長というものは、中立公平、中庸な立場の中での発言であって、建設的なことを言ってもらいたいのですが、しかし、オブザーバーとして同席をする以上は、意見を求められたときという部分があるのではなかろうかと私はとらえておるわけです。議長発言ともなれば重みもあるものですから、ややもすれば、そういうことで委員の皆さんそれぞれの判断を誤るということもあるのではなかろうかと思うものですから、あえてその辺を局長にお尋ねしたいと申し上げておるところでございます。

○議会事務局長（森内 孝生君） それではお答えをしたいと思います。委員会は、委員長の権限によって議長の発言ができると思います。それで、発言の内容が表決にふれるような場合は控えたほうが良いということで議員のハンドブックにも記載をしております。その発言につきましては、委員長が判断をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） 当然、議長に建設的なことを言ってもらえるのですから、市議会にとってもまた委員会にとっても大変ありがたいことではあるんですけども、委員長報告の中で、議長の質問の中身とか、議長からこう言われたというところあたりは多少は削除したほうがいいんじゃないかと私は思うわけです。これは私見ですけども。そうしないと、先般も申しましたように、意見を求められたときにということが一応あるものだから、発言をするなどではないんです。その辺は、委員長報告の中でももう少し配慮をしていただきたいと思いますものですから、あえて質問をさせていただいたわけでございます。

以上です。

○議会事務局長（森内 孝生君） わかりました。今の渡辺議員の件につきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） よろしいですか。

日程第4 議案第75号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第4号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第4、議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号を議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

議案第75号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第4号を採決いたします。

本件に対する各所管委員長報告は原案可決です。各所管委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 発議第5号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第5、発議第5号、TPP交渉参加に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長。

○**経済建設常任委員長（窪田 進市君）** 発議第5号、TPP環太平洋戦略的経済連携協定交渉参加に対する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成22年12月17日。上天草市議会経済建設常任委員長窪田進市。上天草市議会議長堀江隆臣様。

提案理由。TPP交渉は、単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療などあらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、国の形が一変してしまう可能性があるため、交渉参加に反対することを国に求めるため。

意見書を朗読したいと思いますが、前段の部分については割愛させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**経済建設常任委員長（窪田 進市君）** それでは、1、経済連携協定EPAは、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、我が国が環太平洋戦略的経済連携協定TPP交渉に参加しても、この目的は達成できない。したがって、我が国の食糧安全保障と両立できないTPP交渉への参加は断じて認めることはできないものであり、政府のTPP交渉への参加方針は撤回をすること。

2、EPAの基本方針作成に当たっては、国家戦略の一つとして位置づけている食料、農業、農村基本計画の趣旨を踏まえ、食の安全・安定供給、食糧自給率の向上、国内農業・農村の振興を損なうことがないような内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日、上天草市議会議長堀江隆臣。衆議院議長横路孝弘殿、参議院議長西岡武夫殿、内閣総理大臣菅直人殿、外務大臣前原誠司殿、農林水産大臣鹿野道彦殿、経済産業大臣大畠章宏殿、内閣官房長官仙谷由人殿、国家戦略担当大臣玄葉光一郎殿。

以上でございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

発議第5号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 質疑がなければ、これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** なければ、討論を終わります。

それでは、発議第5号を採決いたします。

○**11番（田中 万里君）** 議長。

○**議長（堀江 隆臣君）** 11番、田中君。

○**11番（田中 万里君）** 発議6号についてこれから審議される運びとなると思うんですが、12時前で昼食をはさむんじゃないかと思うんです。これは重い案件ですので、いろいろと意

見も出るかと思うんですが、その点を含めれば昼食後にしたほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 今、事務局長とその辺についても協議をしておりましたが、その後の特別委員会の報告等もかなり時間を要するということですので、発議第5号の採決が終われば、一たん休憩を挟んで午後1時ごろから再開しようかということをお考えしておりました。一応そうするつもりでおりますが、皆さんの御意見をお伺いいたしますが、どうでしょうか。特に異論がなければそうしたいと思っております。委員長報告もかなり長いです。その後、全員協議会も予定されております。ですから、きょうの日程としてはもう少し時間がかかりますので、昼食の時間は挟んだほうがいいのではないかと考えています。

それでは、発議第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため休憩し、午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

日程第6 発議第6号 桑原千知議員に対する辞職勧告決議

○議長（堀江 隆臣君） 午前中に引き続き再開いたします。

日程第6、発議第6号、桑原千知議員に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。桑原千知議員には除斥の規定、法第117条によりしばらくの間退場を求めます。

[17番 桑原千知議員退場]

○議長（堀江 隆臣君） 本件に関し、提案理由の説明を求めます。

20番、猪塚安親君。

○20番（猪塚 安親君） 発議第6号、桑原千知議員に対する辞職勧告決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成22年12月17日。提出者上天草市議会議員猪塚安親。賛成者同じく上天草市議会議員園田一博、賛成者同じく上天草市議会議員川口望、賛成者同じく上天草市議会議員島田光久。上天草市議会議長堀江隆臣様。

提案の理由。桑原千知議員は憲法第30条で定められた納税の義務を怠り、議会及び議員に対する期待と信頼を大きく失墜させ、市民の納税意識を低下させるとともに、議員としての資質に欠けるため、辞職勧告を決議するもの。これが本案を提出する理由であります。

辞職勧告決議案を読み上げます。桑原千知議員は、憲法第30条で定められた納税の義務を怠り、議会及び議員に対する期待と信頼を大きく失墜させ、市民の納税意識を低下させた。市は市民税等の滞納を解消するため納税課を組織し、市民の納税意識の高揚を図る努力を講じている。

市民に選ばれ、負託された議員みずから納税の状況を知らしめ、市民の信頼を高めようと4人の議員から議員の税等の納付状況報告義務化と公開についての申し入れがなされ、全員協議会で全会一致で了承した。しかし、申し合わせた納税証明書は提出されず、それどころか、税金の滞納が新聞紙上で明らかになっても市民や議会に対して詳しい説明はなく、反省の気持ちも謙虚な態度も見られず、憤りさえ感じる。また、新聞紙上や上天草市議会だより「えがお」で納税状況の報告後は、市民の反響は予想以上のものである。実際、先月開催した各地域での議会報告会においても、議員の税金滞納行為に対し厳しい意見が聞かれ、議会に対する信頼も失墜した。

桑原千知議員は、税行政を所管する総務常任委員会の委員長という要職にある。幸い、市民の強い怒りの声を受けて納付されたが、率先して模範を示すべき立場にある議員が、これまで税金を滞納していたことは事実であり、資質に欠けていることは明白で、道義的責任は免れないものとする。

さらに、桑原千知議員は滞納行為だけでなく、本会議や出席すべき会議においても欠席や遅刻・早退が目立ち、議員として責務を果たしているとは言えず、その資格はないものと判断する。

このような現状から、桑原千知議員はみずから身を辞し反省すべきと思うが、その兆しは全く見えない。

よって、本市議会は桑原千知議員に対し、議員を辞職されるよう勧告するものである。

以上決議する。平成22年12月17日。上天草市議会。

ここで、ちなみに今回の件につきまして、市民の方々の非常に厳しい声が上がっております。その一部を紹介したいと思います。いいですか。

○議長（堀江 隆臣君） どうぞ。

○20番（猪塚 安親君） 税の催促状が届いたときは米代にかえて払っている。冬の寒いときあるいは夏の暑い中でも電気料をなるべく抑えてそれに耐え、税金だけは払ってきた。報道により議員が滞納と知ったとき、死ぬ思いで払ってきたのに何だったのか。また、いい家に住んで、いい車に乗って、外食は多い、サウナには昼間から行っている。明日はどうやって生きればと毎日毎日に精いっぱい暮らしの我々一般市民からは想像もつかない生活をしながら、税の滞納などふざけるな。そんな議員は即やめろ。納税したから今までのことは許されるのか。それは議員の特権か。上天草市議会というのはそういうものか。身内をそうやってかばって、我々は日ごとの生活さえ思うに任せないのにどういうことか。まだまだいろいろありましたけれども、一部にしておきます。

また、今、社協のほうで小地域福祉ネットワークというのが、昔ながらの向こう三軒両隣の組織の編成に向けて、各地区で社協の職員の方が頑張っておられますが、その中でアンケートをいろいろとっておられます。仕事、家庭、経済、教育、医療、介護、交通、環境、精神的な問題など。その中に64歳の男性の方ということですが、「今の生活は苦ばかり。とても年金ばかりでは生きること自体が難しい。もう少し生きたいと思っているが、先のことはわからない。どうしたら少しでも楽な生活ができるかと毎日毎日思っています。ただ、もう少し楽な生活ができれば

ばほかには何も望みません。市民の皆さんはこういう悲痛な叫びの中で生活をされています。そういう中であって地域住民の代表者たる、全体的な奉仕者である議員みずからが税を滞納したということは大変大きな問題だと考えます。」

本日出席の同志議員の皆さん、私が読み上げました決議文あたりをじっくりと拝してもらいまして、この決議案に賛成のほどをよろしく願いしまして終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

御意見はございませんか。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） 判断するに当たって、2点ほど執行部に聞いておきたいことがありますのでいいでしょうか。

「えがお」なり新聞報道等で桑原議員の税の滞納がわかっております。今現在でもう納付されたとあるのですけれど、これは全納されたという解釈でよろしいのでしょうか。

それと、もう一つです。桑原議員が滞納しておられたときの対応です。それは議員だからどうのこうのだからとか、特別な計らいは全くしていないか、適正に普通の一般市民と何らかわらないような対応をしているかというのをお聞きしたいと思っておりますけれども、よろしく願います。

○議長（堀江 隆臣君） 執行部のほうで全納されたかどうか答えられますか。それは難しいでしょう。現在、桑原議員側がどうされたかというのは、事務局のほうから説明させます。

○議会事務局長（森内 孝生君） お答えをいたします。12月10日に皆さん方をお願いしておりました20年度と21年度の納税証明書の提出がありました。皆さん方からは全部出ておりましたが、それを確認しましたところ滞納はないということでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） もう一つ、議員だから特別な計らいがあったかどうかについて。

市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 今の点につきましては、先般の一般質問の中でも答弁させていただいたかと思っておりますけれども、市民の皆さんと公職者であります議員の皆さん方と何ら隔たりなく、必要な場合は差し押さえ等も行っておりますし、公平、公正に担当者としては行っているところでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに御意見ございませんか。

8番、小西君。

○8番（小西 涼司君） ただいまの提案理由並びに決議案を聞いての質問になりますけれども、内容を聞いておりますと上天草市政治倫理条例あたりに反することに対する決議文ということで認識をしましたが、まず、そういった理解でよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） もちろん政治倫理条例というよりも、この決議案に目を通してもら

うとわかるように、ここにうたったのがすべてです。こういうことがあって今市民の皆さんの怒りは爆発的なものだということから決議文を作成したわけですが、何かこれに対して不具合なところがございますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 8番、小西君。

○8番（小西 涼司君） 今、提案理由並びに決議案を聞いて、一議員として政治倫理に反することがあるので、こういった決議案を出されたというような受け取り方を私はいたしました。そういった認識の中でお尋ねしますが、政治倫理条例の第3条の中で政治倫理基準というのがありまして、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと、というようなことがうたっております。それを受けて第7条の中に政治倫理審査会の設置というのがありますけれども、これは上天草市に選挙権を有する市民の中から7人を委員として選任し、そういった審査会を設置するようなことがうたっておりますが、今回の件に対して、一般市民からは審査会あたりで審議をしてくれというような申し出はなかったか、お尋ねをいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 私のところにはあっていません。議長の方にはどうかは知りませんが。

○議長（堀江 隆臣君） 議会としてもそういった内容の要望等はあっておりません。
8番、小西君。

○8番（小西 涼司君） 最後にいたしますけれども、決議文の中で既に納税はされておられます。その後の本会議の欠席や早退、遅刻等もあげておられますけれども、これは私も議員になりまして今4年が過ぎようとしておりますが、これについては桑原議員だけではなくて、それぞれ事情があられる議員に関しては行われているのも事実ではないかと私は認識をしております。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。
9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 今、小西議員が政治倫理について述べたので、少し私も意見を申したいと思います。市の政治倫理に、例えば、納税の義務が載っていません。市民の納税の義務は憲法では決められているのです。当然、公人だから滞納はないだろうという形で法律ができていると思うのです。私はそう解釈しているのです。だから前回も全協で言ったのは、再発を防止するために政治倫理の改正をしたらどうだろうかと意見したら、皆さんが必要性はあるのだろうけれど今回はということで私は取り下げています。今回の場合、私は政治倫理とはそういうものではないかと思えます。それで必要だったら政治倫理の基準でつくったら、こういうことをしなくてもいいのです。特別委員会を設けて審査会をしたら即辞職になるのです。それが無いから、こういうことが出てくるのです。

私は、今回の問題は議会及び我々議員の納税の意識が一つの大きな問題だと思います。今、上天草市では税の滞納者が多いです。税の滞納も10億円近くあるのです。納税課は日々取り立てに行っています。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員、討論もありますから。

○9番（島田 光久君） いや、だから討論です、討論。

○議長（堀江 隆臣君） まだ討論ではありませんから。

○9番（島田 光久君） はい、わかりました。後でします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに御意見ございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） この辞職勧告決議ですけれども、確かに私たち議員は公人です。しかも市民の皆さんの血税から議員報酬というものをいただいております。それで、滞納ということは本当によくはないことだと思いますが、既に完納されたということが先ほど報告されました。それで、完納してありますし、私は辞職勧告決議まで出す必要があったのかということも少し思いました。

それと、そのあとのほうで、会議への欠席や遅刻云々ということを述べられておりますけれども、私たちは市民の皆さんから選ばれてこの議会に議員として出てきました。やはり、そういうことは口頭注意なり何なりで、お互いが相反するのではなくて、議員としての資質を高めるためにもう少し前の段階で努力すべきことではないかと思います。それで、私はこの辞職勧告決議に関しては、ここまですべきかどうかということをおもいましたので、このことに関しては、採決の段階では退席させていただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 私も宮下議員と同じような意見です。確かに納めたからいいとは私も思いません。しかしながら、やはり議員辞職勧告というのは非常に重いものでありまして、確かに納めたから終わり、これでよしとは言いたくないのですが、総務委員長の役をされておられますので、せめてやはり問責なり、そちらのほうでされたほうがいいのではないかと思います。この辞職勧告につきましては少し、私は思います。

○議長（堀江 隆臣君） 御意見で。ほかに御意見はございませんか。

18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） 猪塚議員は私の兄弟分ですけれども、きょうは大変苦しい状況に置かれたと私も思っております。実は、先般私もそういう物議を醸すようなことがございまして、同じ状況にあったことも事実でございます。だからといって、決して一個人をどうこうではないのです。これは私の心中を話しますところ、やはり選ばれた議員であって、決議文に書かれてあるように、確かに納税義務者であり範を示さねばならないというところもよくわかるわけなのです。しかし、せんだっての全協の中でも私は申しましたように、結局、人間一生のうち

には浮き沈みもあるのだと、あすは我が身なのだということも申し述べた経緯もございまして、これは願わくは島田議員の質問の中から納税証明書というものの提出も出てきましたが、この議員の辞職勧告というものは大変重たいものであるし、また、議会が議員をとというのいかなものかと。

それから、政治倫理条例に基づいたとするならば、先ほど来、小西議員も言いましたように、やはり政治倫理審査委員会というものを経て、そしてこの議員辞職勧告文という決定が出ればいたし方ないという部分もわかりますが、可能であれば、やはりみんな納めたいのです。しかし、こういう経済が冷え込んだ中で大変な状況下にある。そうすると一部には、猪塚議員のおっしゃるように食料も控えて納めているのだと、それは義務として当然のこととございますが、宮下議員の一般質問にもありましたように、やはり払いたくても払えない、払えるとするならば、やはりみんな同じ気持ちで、払いたいということは十分わかるわけなのです。

そこで、何も私も桑原議員を擁護するという意味ではないのですけれども、立場をかえたときに、あすは我が身ということを見ると、そして過年度分も終わったということであるとするならば、そこはそこで選ばれた議員でもありますし、議会の我々が審査して辞職しなさいというようなことはいかなものかと私は考えます。今後これを機に、確かに桑原議員も反省するところはして、やはり謙虚さもないと、新聞に載ったことだというような捨てぜりふ的なことは、感情を逆なですることにもなるし、そこは彼にも十分注意をしていただきたい。

また同時に、今後こういうことがあるとするならば、申し合わせをして、そして今後あったときには辞職勧告をしますというものをしないと、ことし決めて、ことしこういう状況が出てくるというものはいかなものかというようなことです。

兄弟分の猪塚議員にこういうことを言って申しわけないのですけれども、私の心情として申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 渡辺議員、選挙で選ばれた議員だから、こういうことは重いのですよ。一般市民の方が滞納されていて、そして人様から借りたり何かして納税された。そういうことには、どこからお金をつくったのだろうか、大変だったろうなと同情心もあると思うのです。皆さんも同情するでしょう。しかし、選ばれて議会の席に座ったその重さというのは何かと。そういうところから今回こういうことを提出したわけです。そうでしょう。

言われる通り、あすは我が身かもわかりません。それは一般市民の方もそうです。食べるのを我慢しながら、減らしながらでも税金を払っていらっしやいます。先ほど述べました64歳の男性です。あすはどうしようかと言いながらも税金だけは納めております。

もう納めたからどうだろうかと。そのようなことで許されるのか。あなたたちは議員を仲間だからとかばうのかと。市民の皆さんは、今は議会に対しても行政に対しても大変厳しい視線を注いでいます。そういうことから、議会がこの問題に対して、税金納めたからということで、そ

のままうやむやにしていたら、それこそ政治不信で、市民の皆さんに何を言っても一緒だ、上天草の議会は闇夜と一緒だと言われなくても限りません。どうかそれぞれの皆さんの御判断ですから、よろしく願いをしておきます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに御意見はございませんか。

4番、須崎君。

○4番（須崎 光枝君） 今回こういう事態で納税証明書の提出になりましたけれども、本当はもっと早く、個人の問題ですが、どうにかして納税すべきだったと思います。また、町議のときからもされていますので、同志議員の中でも、もっと早くすべきだったと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございますか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 先ほど高橋議員より執行部のほうに質問がございましたが、私も執行部というか、市長にお尋ねしたいことがあるのですが。その辺はよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 内容次第で、今回の決議に関して必要な情報ということであれば認めたいと思います。

○11番（田中 万里君） この決議に対して、先ほど猪塚議員が読み上げられた中の一つにも関係することでもございますので、市長が答えにくいことであれば、この場では答える責任がないというような答弁でもかまいません。

議会説明会等で、今回のことで議員に対していろいろと意見が出ました。私が班長というか、務めた登立地区でも最後にこの件が出て、議長がみずから謝罪をしたといういきさつもございました。そのときに、その市民の方が、「議員は」ではなくて「上天草市の政治家は」みたいなことを言われました。その点でお尋ねしたいのですが、例えば、仮に市長がもしこのように滞納があった場合、市長の職をどのように考えられるか。お答え願えればお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 答えられる範囲であれば市長お願いします。

○市長（川端 祐樹君） 市長の職で滞納はあり得ません。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに。田中君。

○11番（田中 万里君） もう1点いいですか。市長の職として滞納がないのは、この一般質問等で十分にわかっておりますが、仮にというようなことを私は申し上げました。もし仮に、何らかの事情があって滞納をせざるを得なくなった、先ほどから何回も、あすは我が身というような言葉が出ております。もし何らかの理由で、そういうことになるようでしたら、議会説明会において「政治家は」というような言葉が出たので、同じ上天草市の政治家として市長の御意見を賜りたいわけでございます。それで、仮にということを念頭に置いて、よければお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 仮にも何も市長は滞納はあり得ませんので。

それで、今回議会でこういう辞職勧告決議を上程されているわけでありますから、議会の問題

として議員さんそれぞれで考えていただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに意見がなければ、これより討論に入ります。

まず、この辞職勧告決議に対して、反対の討論はございませんか。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） 7番、高橋です。この動議に対して、私、高橋は反対いたします。

論点をまとめてみたいと思います。先ほど私は質疑を二つしました。まだ滞納はあるのか。これに関しましては既がない。それでもう一つ、納税に関する法律に基づいてしっかり適正にやられているかということです。それで、恐らく法律というのがあります。滞納し過ぎて何年もたっていると恐らく強制執行、競売だとか差し押さえだとか、そういう観点での行政のスタンスというのは、議員だから、一般市民だからといって関係ないというふうに思います。

ただ、今回、桑原議員が滞納したことに関しては、職員の仕事に対して支障を来したことは紛れもない事実でございます。先ほど、田中辰夫議員からもありましたように、総務委員長としての役職というものに関しましては、いかがなものかと私自身も思います。今回に関しましては、議員を辞職しろという形での動議になります。

私ごとではございますけれども、20年度、21年度に関しましては、私も滞納がない証明書を発行していただきました。しかしながら、22年度に関しましては、納税課の方に足を運び出納閉鎖までにはどうにか払うから、少しずつでも払うからという形で私もやっているのが現実です。法律の範囲内で滞納料金100円を払って待っていただいております。恐らく、一般質問の中でも、先ほどの言葉にもありました、宮下議員が言われていました、払いたくても、借りてきてでも払うべきだとは思いますが、身を搾って、私に関しましても頑張っただけやっております。

ですから、総務委員長というような形で仕事に支障を来したところに関しましては、私はみずから辞職するべきだと思いますけれども、議員辞職に関しましては、議員さんというのは少なからずとも700人以上の支持をされる方がいらっしゃいます。議員というのは4年に1回選挙、審判をされます。恐らく桑原議員に関しましては、新聞報道されたことによって、それなりのペナルティーを食らいます。2年後に必ず選挙がありますけれども、それなりの評価というものは下されます。それは本人も言っておられた言葉です。私はその市民が議員を選ぶという権利を無視したくないというところが一つ理由としてございます。

それと、もう一つなのでございますけれども、我々、議会報告会で回りました。先ほど猪塚議員が言われたようにいろいろな意見が飛び交いました。しかしながら、私も様々な人に話を聞いてみると、一般市民が望んでいることはやめるやめないのではないのだと。こういう間違いがあったときに次からどのようにして間違いを起こさないかということをも市民は望んでいるし、今の日本の国民が望んでいることだと私は確信してやみません。

少なからずとも、私を支持してくれる仲間にその話をしたら「わかった。高橋、明日は反対し

てこい。おまえの意見を議場で言ってこい」ということでした。そういうことで、きょうはやって来ました。

結論を言いますと、私は以上の理由で今度の動議に関しましては反対したいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成討論はございませんか。

10番、川口君。

○10番（川口 望君） 今回の納税滞納の問題につきましては、私たち会派みらいは、たびたびですけれども、20代から30代もしくは40代の方たちとの意見交換会、また懇談会を定期的に開催しております。

その中で、熊日の新聞を見て、議員の税の滞納のことは見たと。実際、私のおばあちゃんがひとり暮らしで仕事もしていない状況で、納税課の人たちが納税のお願いに参っている。実際、議員として滞納があった場合は、市は同じような処遇で対応しているのかとか、猪塚先輩が言われたように、この納税に関しては市民の方々からいろいろな厳しい意見をもらっております。借りて払ったという人もかなり多い問題です。ただ、私たちは議員であって市民レベルで物事を考えてはいけなわけです。そこを十分に考えた上で今回の発議に賛成をするのですけれども。

また、この前でしたか、市のOBの方々と少し話す機会がありまして、本当涙が出るほど私はこの市の納税課、旧納税課だったかもしれませんけれども、職員はすばらしい、ほめたいと思いました。納税のお願いに行くときに手ぶらではあれだからケーキを買って行ったとか、そういった話を聞いたときには本当に涙が出そうになりました。あと、職員全員でそのお店を使って忘年会をしようとか、そして納税のお願いをしようとか、職員さんたちは本当に一生懸命頑張っておられます。そういった話を聞きます。

そこを管轄する総務委員長もしくは議員としての立場で、そういった職員の職務意識の低落を招くことは、私は絶対あってはいけないと思っています。その上で、これに賛同する以上、私が納税を怠った場合、やめる覚悟はいつでもあります。ここはやはり議員として滞納があった場合はみずからやめるべきだと私は思います。それほどの正義感を持って、この議会という場所に立って皆さん考えていただきたい。私は本当に皆さんの意識、市民に説明する上でも、どのみち議会だよりも載りますけれども、これはあくまでも問題というのは滞納であります。滞納についての賛否を問うわけです。払ったか払わなかったかというのは後のことです。市民は当たり前納税期日を守って納税しているわけです。議員も守って当然なのです。そこを私も市民から強く言われました。

一般質問ではないですけれども、議会に対する世間の対応はまだまだ冷たいです。一般質問でも言いました。イノシシと議員の数は減らせ、そういったことは言われております。ですから、私たちは議員としてあるべき模範生として、今回の件をどういった理由があろうと、特に市民は針の穴を広げた形で言いますけれども、議員というのは、そういった隙を見せてはならない。ですから、今回の発議には賛成をしております。それで、私はここにいる議員の皆さん方を信じて

おります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 傍聴席の方に申し上げます。発言に対する拍手等は議場では禁止されておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、反対討論はございませんか。

2番、何川君。

○2番（何川 雅彦君） 反対討論をいたします。

この決議の中で憲法がうたっておりますけれども、まず現行憲法について私の認識を示した上で討論に入りたいと思います。

現行憲法については、65年前に占領軍がつくった、あてがいぶちの憲法であると、それを至上のものとして、65年たった今でも一言一句かえることができない、いわば現実とはかけ離れた点が多々ある憲法であると言うことを申し述べておきます。一つの例を挙げれば、第9条、武力放棄がありますけれども――。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君、そういう憲法論については今回関係ないと思いますから、そこら辺は省略して、今回の決議に対しての御自分の御意見をお願いします。

○2番（何川 雅彦君） はい、わかりました。

では、反対討論に入ります。私は今現在の心境を昭和47年、ときの総理佐藤栄作が退陣発表をするときの心境になぞらえております。そのとき、彼はすべてのメディアを会見室から退場させ、1台のテレビカメラと向き合って、四角いカメラに向かって心境をとつとつと語られました。

私はこの議員辞職勧告決議案を、一部議員と一部マスコミが巧妙に扇動した偏向した考えの中で発生したものだと思っております。この場で、どのような結果が出ようとも、あすの紙面には偏向した記事しか載らないでしょう。7月に損失補償問題が再び議論の俎上について以来、桑原議員に対する個人攻撃はとどまるどころを知りません。そういった中、9月末に特別委員会の総意として一刻も早く裁判回避に動くようにと、この意を尊重して、漁協組合長として裁判回避に今時点ででき得る最善の方法で対処されました。

特別委員会が数度開催される中、ある議員は自分の発言に対して書面で抗議されたことをわざわざ議場に持ち出し、貴重な公金と貴重な時間を使って議論の俎上にのせました。またある議員は、ことあるごとに市民への説明責任を盾に特別委員会で組合長への糾弾を繰り返しながら、その自分はというと先日の議会報告会での事前協議の席上、なるだけ懸案をクローズアップさせると市民に説明しなければならないので後回しにしておけというような趣旨のことを発言されておりました。私は我が耳を疑ったものです。

私は、この議場から上天草市3万有余の市民の皆様語りかけます。今この議場で議論すべき最重要課題は、我が上天草市の現状認識と未来への政策提言であります。今回税金の未納問題でこのような事態になっておりますけれども、今現在、税の滞納額8億円とも10億円とも言われる中で、我々が具現化すべきことは、一人でも多く上天草市で生活する人がふえ、訪れる人がふえ

るように、また上天草市を知り、認める人がふえるようにということでもあります。それがひいては市の活性化につながり、繁栄への唯一の道筋であると考えます。

この日本中が不安定な世情の中で、先ほど議長には止められましたけれども、私の憲法解釈にもつながりますが、税を期限内に納めた人、納めていない人、いわばゼロか100かの二元論だけではかれるものかということでもあります。人の一面だけを見てすべてを決めてしまう、そのような風潮に私は非常に違和感を覚えるものであります。

市議会議員、それぞれの市民の皆様からすれば、それぞれの議員に利用する価値があります。それぞれの議員には、それぞれの支持者がいて、そこにはそれぞれの家族、かかわりを持った人がいます。今回この決議で、税の滞納を始め幾つかの点を上げて、議員として不的確との烙印を押されたのでしょうか。二言目には、市民への説明、市民の目線を盾に持論を展開されますが、私も含めまして、今、上天草市が抱えている、市民が本当に望んでいる前向きな議論をこの議場で行ってきたかということ、私は市民の皆様に向ける自信がありません。

この半年、損失補償問題、また今回の問題、一人の議員をスケープゴートにし、いわゆるバッシングはこの場で一つの山を迎えております。マハトマ・ガンジーは、相手に対して目には目をを行うと盲目になると説きました。最初に言いましたように、人の一面だけを見て簡単に議員失格の烙印を押し、退場を迫る。この議会には人に対する優しさ、情、そういうものはありません。1年の締めくくりにはこのような討論をしなければいけないことに対して、私はざんきの念にたえないわけでありまして。ことしも残すところあと2週間となりました。

ベストセラーの中に『ニーチェの言葉』があります。彼はこう説きます。他人を見るときはその人の高さを見るように。その人の低劣な面や表面上のことばかりが見えるのなら、自分がとてもよくない状態になっている証拠である。それはだれかの低さばかり見ることによって、自分が愚かで努力していないことに目をつむり、自分はああいう人間よりは高いのだと思いたがっていることになるからである。また、人の高さを見たがらない人とは交わらないように。それは、自分もまたすぐに同じような低い人間になってしまうからである。私はこの言葉を肝に銘じたいと思っております。

私は、今回の決議に対して納税証明書提出までには間に合いませんでしたが、現時点で税を納めていること、この事実を持って議員辞職決議には反対いたします。議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、賛成の討論はございませんか。

島田君。

○9番（島田 光久君） 私は賛成の考えで討論いたします。

先ほどから何川議員は憲法問題をおっしゃっていらっしゃったのですけれども、日本国憲法においては――。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君、ほかの議員の発言については余り言及しないほうがいいと思

います。

○9番（島田 光久君） いえ、国民の納税の義務というのは憲法でうたわれているわけです。

今回は、この議会及び我々議員の納税の意識が大きな問題になっているのです。上天草市は税の滞納者が多いし、滞納額も10億円近くあります。これも多額なのです。納税課は日々税の回収に回っています。議会でも相当滞納を減らすように本議会で議論されています。そして、差し押さえとか二、三百円の品物を競売にかけている。これが現状なのです。一生懸命頑張っているのです。

ある人が言うには、市の職員が税金を取りに来た。議員が、議会が税金を払っていないのに、何で我々が先に払わなければならないのか。議会を解決してから取りに来てくれとか、そういう人もたくさんいらっしゃいます。中には過激な人もいます。税の不払い運動を起こすぞ、議会は何にもできないのか。そういう税に対する意識の低下を今回招いてしまいました。税を払ったからいいかというのは、税を払うのは当然なのです。議員の公的責任は、私は相当重いと思います。せめて釈明をして議会で報告されるとか、そういう謙虚な気持ちも絶対必要なのです。そういう理由で、私はこれに賛成したいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 反対討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければほかに討論はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 私もあすは我が身かもしれないけど、今、上天草市市議会は――。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣議員、どちらの――。

○13番（北垣 潮君） 反対討論をします。賛成討論です。

○議長（堀江 隆臣君） どちらかはっきりおっしゃってください。

○13番（北垣 潮君） 賛成討論です。

上天草市議会は開かれた議会、市民の皆様から信頼される議会を目指して議会基本条例制定に向けて視察研修、努力しているところであります。今回の問題は大変厳しい問題です。国会の中で例えれば、大臣クラスが税金を滞納していたら国民の皆さんは何と言うのでしょうか。桑原総務委員長は、国で言えば仙谷官房長官クラスだと思います。先日、飲み屋のママさんから言われました。母子家庭の税金滞納者からは、売れるものは何でも持って行く。議員だから差し押さえしないのはおかしいという声をいただきました。

議員必携には、大きく叫び強く訴える組織やバックを持った住民の声は容易に把握できるが、地域社会の片隅にいる弱者の声、組織を持たない住民の小さい声、特に、声なき声やため息は聞き取りにくい。住民と行政との橋渡しをすべき議員は、そうした大きな声、小さな声、声なき声、ため息、すべての声を把握してこれを代表し、住民の心情をつかんで、その心で物事を考えることが大事であると書かれています。

私も住民の代弁者としてこの問題には賛成します。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって討論を終わります。

それでは宮下議員の退席を認めます。渡辺議員、認めます。

〔5番 宮下 昌子議員、18番 渡辺 勝也議員退場〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは、発議第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

日程第7 樋島漁協損失補償調査特別委員会委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第7、樋島漁協損失補償調査特別委員会委員長報告。

桑原千知識議員は法第117条の規定により退席をされております。

9月議会において4回目までの会議経過について中間報告がございましたが、その後の審査、調査の経過並びに結果について報告を求めます。

新宅特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） こんにちは。それでは、樋島漁協損失補償調査特別委員会に付託されました案件につきましては、9月議会において4回目までの会議経過について中間報告をさせていただきましたので、その後の審査、調査の経過及び結果について御報告申し上げます。

議会閉会後の10月15日に開催しました第5回特別委員会につきましては、漁信基及び弁護士との協議、相談を踏まえ開催したところでございます。また、9月議会閉会後の9月24日に樋島漁協の担保物件である建物、宅地、畑が1,500万円で売却され、債務返済に充てられたとの情報があり、その確認のため市及び樋島漁協から売買契約書、領収書の写しを提出していただき、その事実確認を行ったところです。

委員会では、前回の会議で、今までの協議を踏まえ、市への協議要求をしておりました7つの事項について市からの回答を求めました。また、樋島漁協の担保物件が売却され債務返済に充てられた経緯についても説明を求めています。

まず、市への協議要求事項については、1点目の損失補償金を支払うべきかについては、合併の際引き継がれたことであり、法律上履行義務を負っているとの回答。

2点目の、今後の漁信基への対応をどう考えているのかについては、基金協会は訴訟に向けて動き出す気配であり、一刻も早く基金協会と交渉を行い訴訟に至らないような努力を払うべきであり、一部その行動を起こしているとの回答でありました。

3点目の、市民への説明責任はどのように行うのかについては、まず、法的な履行義務を負っている点については、支払わざるを得ないというのが前提になるが、履行期限内に漁協は市や市議会には迷惑をかけないと誓約しているので、未処分の担保不動産の処分の問題とか、そういった道義的な部分についての責任を果たさないと市民への理解は困難であるとの回答であります。

4点目については、今後の樋島漁協に対する対応方針については、未担保不動産の処分問題もあるので、漁協としても一定の責務を果たしていただかないと市民からの理解は得られないという考えで、そういう観点から漁協と交渉を行っているとの回答であります。

5点目の、平成20年の履行期限以降について市の責任があるのか否かについては、損失補償に対する履行義務は負っている。これに対する市の責任はあるとの回答でありました。

6点目の基金協会へ樋島漁協が出資している出資金のうち、債務に関係のある出資金を払い戻して残債に充てるということについては、基金協会側としてはあくまでも漁協からの出資金という形で取り扱っており、各個人からの出資金として基金協会側は取り扱っていない。そういった制度上の取り崩しとか市へのつけかえについては制度上困難ではないかという回答です。

7点目の樋島漁協の全組合員一人一人と面談し、組合員の真意を聞いていただくことについては、プロジェクトチーム間の検討の中でもいろいろ意見が出た。例えば、郵送による匿名のアンケートをとったらどうか。どこか一つの集会場に組合員全員が集まって対話集会をしたらどうか。いろいろな意見が出たが、実施段階までには至っていないとの回答でありました。

また、委員から執行部の考える一定の責務と樋島漁協に果たしてほしいと思っている一定の責務というのは、執行部側としては具体的にどう考えているのかの質疑があり、今回の1,500万円という部分は、ある程度ハードルは越えただろうととらえている。ただ、今後詰めの作業としてこの1,500万円だけでいいのか、あるいはまだ話し合いの余地があるのかなのか、もう少し時間をかけて、そこら辺を整理した上でないと執行部としても市民に対する説明責任は果たせないと思う。ただ、こういう社会的不況の中で4,300万円の自己競落分を1,500万円で処分していただいたという誠意は感じるべきと認識しているとの答弁でありました。

また委員から、提出していただいたプロジェクトチームの会議録の中に、遅延損害金等について漁信基からこのような言葉というのは一切出ていないが、資料を見ると、勝手に議会在漁信基に出向いたときに議会だけに言っている話で、執行部には何らそういったことは言っていないよというような会議の中身であるが、今までそういう遅延損害金の話は出ていないのかの質疑があり、執行部から、遅延損害金の話については、信用基金協会から私どもに直接、民事

訴訟に発展した場合は、そういったものも含めて元本プラス遅延損害金等の費用も合わせて請求することになりますという話はいただいているとの答弁がありました。

協議要求7事項及び担保物件の売却、債務返済に充てられた経緯については、以上のような質疑、意見、答弁がなされたところです。

次に、樋島漁協の担保物件の売却とその受け渡しの経過については、執行部から9月24日金曜日の午前11時ごろ、建設部長が樋島漁協の参事から大矢野庁舎の駐車場で1,500万円を受け取り、その後、総務企画部長の私のほうに相談があった。漁信基との窓口の担当は総務企画部長の私に一本化されている関係と1,500万円という大金であったので、当然私も行くべきだと考えた。それから、PTのメンバーでもある総務課の補佐と3人で1,500万円という大金を漁信基に運ばせていただいたが、漁信基に着いたのが午後1時10分ごろだったと思う。簡単に経緯等を漁信基のほうに話をして30分ほどで辞去したとの説明がありました。

まず、初めに委員長の私のほうから、樋島漁協からお金を預かり、執行部が漁信基に持って行ったということであるが、受け取ってなぜ持って行ったのかがどうも疑問でならない。市の職員として、そういった大金を預かって持って行ったということについて、また、領収書を上天草市で切られたということと、ただし書きに損失補償に基づく補償金としての記載があるが、これは上天草市が損失補償を既に行ったという解釈にとれるが、その辺の考え方及びこの1,500万円の内容についてどういうふうにとらえているのか執行部に答弁を求めました。

執行部から、樋島漁協の道義的あるいは倫理的な責任が問われる中で、口座から口座に振り込めばいいのか。私自身の倫理観としてはそういう部分はない。あくまでもその1,500万円を届けることによって減債になったということは市民が求めている部分であるので、現物を持って行ったことについては決して軽率であったとか不適切であったとかの認識は持っていない。

また、領収書が上天草市なのかについては、漁信基と協議して当然現金を用意したのは樋島漁協にかわりはないが、持って行ったのは執行部であるので、社会通念上、上天草市に領収書を出すのが当然だろうということで漁信基とそのようにさせていただいた。また、ただし書きについては残債の5,400万円がすべて解消したわけではなく、まだ3,885万円余りあるので、言葉、文章として不備があったかといえはあったかと思うが、これは損失補償金の一部という認識をしている。また、1,500万円の意味については、非常に重い意味の1,500万円だと受け止めているとの答弁がありました。

また委員から、総務企画部長と建設部長が持って行くことについては市長の許可はあったのかの質疑に、当然組織のトップであるので、こういうことで1,500万円預かりました。私が持って参りますということ報告し、許可を得た上で持って行ったとの答弁でした。

また委員から、9月16日付で市長から特別委員長あてに申し入れ書が出されているが、最後の部分で、市が不利益を被る可能性がある場合、交渉内容並びに審議経過などについては即時に開示できない場合があるので理解いただきたいとの内容がある。なぜこういった文言が入っているのか説明を求める質疑に、何事も交渉というのはそうであるが、交渉段階で明らかにし

ていいことと、まだ確認していないものは明らかにできない部分がある。確認していないものを明らかにすることによって不信感を招くという部分もあるので、そういう意味で市長がこういう文言を入れたのではないかと思うとの答弁でありました。

また委員から、1,500万円で売買された物件が5筆あるが、その内訳の説明を求める質疑に対して、売買契約書に添付された資料として物件の表示という部分があるが、これは樋島字岩下2430番地の1、畑548平方メートル、それと同所字小塚2449番地の1、宅地116.43平方メートル、同所字小塚2449番地2、宅地264.96平方メートル、同所字小塚3483番地6、宅地86.50平方メートル、それと同所家屋番号2449番地1、木・鉄筋コンクリート造、かわら、陸屋根2階建て、床面積は1階170.83平方メートル、2階は49.50平方メートルであるとの説明がありました。

また委員から、1,500万円を現金で持参した。そのときに今後についていろいろと協議されたと思うが、漁信基のほうではどのようなことを上天草市、部長たちに話をされたのか説明を求める質疑に、この1,500万円の入金によって裁判はあり得ない。ただし、残債の支払いの時期が当然絡んでくるが、その支払時期は1,500万円を入金したことによっていつまで延ばせるのか、あるいは延ばせないのかといった、そういうことについて話をした。また、具体的には決まっていなくても、今回入金したことによって年度内の支払いは、裁判は避けられたものと認識したとの答弁でありました。

また委員から、この1,500万円は上天草市として支払いをしたのか、樋島漁協として支払いをしたのかの質疑に、上天草市が払わなければならないものを樋島漁協がお金を用意してくれたものであり、残債が3,885万円になったということは上天草市ということになるかと思うとの答弁であります。

また委員から、1,500万円支払ったからといって、それで解決したわけではない。約3,885万円近くまだ残っている。これについて今後どういうふうに取り組むのか。1,500万円できたのであれば、残りもこういうふう頑張らなければならない部分がある。その辺についてどう考えているのかの質疑に、第三者での話し合い等を通じて最善を尽くしたいと思うとの答弁でありました。

この樋島漁協の担保物件の売却金の受け渡しの件については、ほかにもいろいろな意見、質疑がありましたけれども、この受け渡しの行為、正当性を執行部が主張していることから、執行部と議会との見解は今日の段階ではかなり食い違っていることと、また、公金ではないなどの発言などもあり、この公金の定義、受け渡しの手順については、もう少し精査が必要と判断し、改めて再度審査し直すこととしました。

第6回目の特別委員会については、11月17日に開催しましたが、前回の特別委員会から引き続き、樋島漁協の担保物件の売却金の受け渡しの正当性及び樋島漁協の担保物件の売却について、執行部の見解を再度確認いたしました。

まず、樋島漁協の担保物件の売却金の受け渡しの正当性については、総務企画部長から軽率、

不適切であったという認識は現在でも持っていない。地方公務員法第35条に自治体が責を負わなければならないことについては、職務専念の義務が発生するが、その規定に基づいて債務の返済期限が2年半以上過ぎており、督促状、請求書は上天草市に来ていたので、地公法に照らし合わせても業務の一環であったと認識している。また、建設部長からは、漁信基への現金受け渡しについては管理職として軽率な行動であった。預かり金というのは樋島漁協からの預かり金であるので、樋島漁協の理事もしくは漁協職員を同伴すべきであったと今では反省しているとの答弁がありました。

また委員からは、この損失補償問題の担当部長、経済振興部長がお金を受け取ったということであれば理解もできるが、なぜ建設部長が受け取ることになったのか。また現金の確認はしたのかの質疑に、建設部長から龍ヶ岳町の出身であり、昔からの信頼関係から私に電話があったため受け取った。現金の確認については駐車場でもあり、買い物袋に入ったまま確認もせず受け取った。その後で、市長室の隣の応接室で確認したとの答弁です。

また委員から、金銭の受け渡しに関しては適切であったという答弁だが、総務企画部長らがとった行動は地方公務員法に抵触しないのかの質疑があり、地方公務員法等に抵触するとは思わない。どうしても不適切であるということであれば、何らかの判断を仰がなければならないが、責任があるとすれば負わなければならないと思っているとの答弁でした。

また委員から、1,500万円の金を確認もせず、だれの目にも触れることなく駐車場で受け取り、市の幹部が漁信基に持って行った。このような行為が本当に樋島漁協の担保物件が売却された売却金なのかどうなのか、いろいろな疑念を感じる。ある面では公金、預かり金というような答弁がなされる。不信感でいっぱいであるという質疑に、市長の立ち会いのもとに現金の確認をし、市長の許可を得て漁信基に3人でお金を運んだとの答弁です。

また委員から、総務企画部長は適切な対応をしたと言われるが、周りからすると決して適切な対応ではなかったと判断しているが、考えてみると軽率な点もあったと言えるのではないのかの質疑に、担当部長から、総務企画部長の職というのは他の部長の職と比較してはるかに責任の重い職であると認識している。しかるべき場所で自治法なり地公法なりに抵触するというのであれば、すぐにでも辞職をしなければならないという考えで昨年4月から職務に当たっている。その責を負わなければならないということであれば、判断が出次第、責任を負う覚悟であるとの答弁です。

この売却代金の受け渡しの問題については、委員からいろいろな意見、質疑がほかにも多々ありましたけれども、総務企画部長のとった行動は議会に対し、また市民に対して疑いを招きかねない行動であり、また樋島漁協損失補償調査特別委員会を混乱に陥らせ、審議をおくらせたことに対して、認められる行為ではなく、総務企画部長へ謝罪を求めることといたしました。

ここで、先般の一般質問の際に、執行部からこの特別委員会を否定するような答弁がありましたので、これまでの審議する中で執行部から提出いただいた記録報告書でのやりとりの内容の一部及び樋島漁協の行いについて、改めて報告させていただきたいと思います。

平成21年4月7日に市長室での市長、総務企画部長、樋島漁協組合長の会話記録ですが、念書を漁信基に提出することについての記録でございます。樋島漁協組合長から、この時点で市が念書を提出して漁業信用基金協会の理事会で協議をされたら私の選挙妨害になる。市議選が終わった後話をつける。また、この問題は裁判で結果を出した方が一番よい。執行部で勝手に念書を提出して支払いを確定されると大変なことになる。そのときは市長も辞めなければならなくなる。

また市長は、費用はかかったとしても裁判を行って支払い命令を出してもらった方が執行部、議会、市民にとってよい。そもそも私がいちいち協会へ出向いて行って頭を下げるといのは政治的に負けであり、あり得ない。協会からの支払いの請求に対しては、対応せずに協会から裁判をされたら受けて立つくらいの対応でよいなどと市長と組合長が発言されています。

結論として、今後、市としては調停を行っていく方向で進めていくことなどの協議がなされております。この3人の関係はどのような関係なのか驚かされる内容のものでありました。本質的にこの損失補償問題を解決しようという意志がなく、裁判により税金で支払って解決しようという思惑があるかのような会議録でございました。

また、第2回目の委員会では、委員から、多額の損失補償を税で支払っていいのか。損失補償をした後、市は樋島漁協に対して請求できないというのは余りにも無責任ではないか。その上、組合長自身も税を滞納しているといううわさを聞いたが、そのようなうわさのある組合のトップが務める樋島漁協に対して、一般市民が苦しい思いをして納税をした税金を損失補償に充てるということがあっていいのかという思いで発言されたことに対して、8月4日付で組合長より委員に発言の撤回及び謝罪を求める内容証明を送りつけるなど、平成16年の誓約書に市並びに市議会に一切迷惑をかけないと署名しながら、組合長としての誠意も見られない行為でありました。

また、委員会として、組合及び組合長の納税証明書の提出を要請しましたが、市長は個人情報などを理由に明らかにいたしませんでした。しかしながら、11月には樋島漁協組合長が滞納していることが明らかになり、樋島漁協への信頼は失墜してしまったところでございます。

さらに、債務者の担保不動産の処分について、漁協は7,300万円の値をつけながら4,415万5,500円でしか売却することができず、また今回1,500万円で売却されたその物件は3,684万4,500円で樋島漁協が自己競落したものであり、約4割の値段での処分でありました。

また、平成16年に支払い計画書を作成し、誓約書に署名したにも関わらず、残債が3,885万円残ったということは、漁協及び理事の責任は重いと考えております。9月22日には売買契約を交わしながら買い主の相手方を明らかにせず、10月26日に登記するなど、特別委員会を混乱させ審議をおくらせたことに対して、樋島漁協の体質、誠意のなさについては許せるものではありません。

委員の中には残債3,885万100円を樋島漁協に支払ってもらいたい。誓約書にある理事、または現理事に対して請求すべきとの意見も出ておりました。このような協議、行為が裏でなされて

いた事実及び特別委員会委員からこのような意見があったことを御報告申し上げます。

次に、樋島漁協の担保物件の売却については、改めて樋島漁協の担保物件の売却物件について執行部に説明を求め、委員から質疑を受けました。

まず、委員長の私から、農地の転用許可ができる前に売却されたことについて、その取り扱いはどうなっているのかの質疑をいたしました。担当部長から、農地の所有者から樋島漁協が資材置き場として転用許可を受けて売買された農地が、転用許可の前に樋島漁協から第三者に売買されたことについて、県にこのことについては取り消すのか、取り下げた方がいいのか相談をしたが、県としては取り下げはできない。取り消すのか、買い主のほうで資材置き場として漁協が進めていたとおりに目的を継承すれば県は認めるということであったので、関係者と協議した結果、買い主の方が資材置き場として漁協が進めていたとおりに目的を継承するという事で、現在、県のほうに申請をしている状況であるとの答弁でありました。

また委員から、今回売却された担保物件で損失補償分の担保物件はすべて売却されたことになったのかの質疑があり、担当部長から、未処分担保不動産については公衆道路の分を除き第三者に譲渡されたとの答弁がありました。

この担保物件の売却については、事前に特別委員会委員のみで意見交換を行い、今回の担保不動産の売却でよしとするのか、樋島漁協の事務所の建物、その事務所の土地の売却を求めめるのか、残債について樋島漁協及び理事に求めめるのか、あくまでも請求権の付与を求めめるのか等について委員の意見調整を行っておりましたので、そのときの委員の意見のまとめとして、樋島漁協事務所の建物と土地及びその土地に付属する資産の売却を求めることとし、その資産が売却され債務返済に充てられたことを確認した上で、その残債について市の損失補償金の予算措置を認めるものとする。

なお、樋島漁協の資産については、事前に債権保全のため早急に市の名義として仮登記を行うよう市に求める。また、市が損失補償金を支払うこととなった場合、樋島漁協及び理事に納税証明書、税の滞納のないことの証明の提出を求めることとしたことの報告をし、改めて委員からの意見を求めました。

委員から、特別委員会から要請事項を出したとして、今後執行部はどう対応を考えているのかの質疑があり、今年度は損失補償の予算計上はしないが、第三者機関あるいは市、漁協、漁信基でメンバーは変わるかもしれないが、その中で妥当な損失補償額がどこにあるのかを協議するために、そのような協議機関を設けて来年度の予算計上に向け、取り組みを行う事の答弁がありました。

また委員から、今回の担保不動産の売却によって残債が3,885万円余りになったが、この残債について、今後どう減らしていくのかを協議しなければならないが、執行部はどう考えているのかの質疑があり、総務企画部長から樋島漁協の事務所、土地をどう処分するのか、処分できるのか、処分できた場合どうするのか、これが次につながることであるので1,500万円支払ったからといって損失補償額が確定したという認識は全く持っていないとの答弁でした。

また、総務企画部長から、来年度当初予算にこれが期間的に足りないということであれば、平成23年度中に損失補償予算を計上し、議会の承認をいただいて、最悪でも23年度中には支払うということで漁信基と交渉した結果、23年度中に支払いが完了できるのであれば訴訟はしないという約束ができています。漁信基は漁信基で、各理事に説明をし、了解を得たという連絡をいただいているとの報告がありました。

また委員長の私から、樋島漁協事務所の土地と建物及びその土地に付属する資産の売却を求めることについて執行部の意見を求めました。総務企画部長から、樋島漁協の事務所、土地が売れるかわからないが、当然その努力はしなければならないが、仮に売却するにしても、どの程度で売却できるのか。あるいは漁民の処遇についても法的にいろいろな問題が絡んでくるので複雑ではあるが、鋭意努力をしながら、この問題の解決に向けて頑張りたいとの答弁がありました。

ほかにもいろいろな質疑等がございましたけれども、今日までの特別委員会の意見、質疑及び執行部の答弁を踏まえて、この特別委員会としては、先ほども言いましたように樋島漁協事務所の土地と建物及びその土地に付属する資産の売却を求めるとし、その資産が売却され、債務返済に充てられたことを確認した上で、その残債について市の損失補償の予算措置を認めるものとする。なお、樋島漁協の資産については、事前に債権保全のため早急に市の名義として仮登記を行うよう市に求める。

また、市が損失補償金を支払うこととなった場合、樋島漁協及び理事に納税証明書、税の滞納がないことの証明書の提出を求めることを、特別委員会として市に要請することを全会一致で決定いたしました。このことは上天草市の努力と漁協の誠意を求めるためのものです。

また、残債3,885万円についてどう処理をするのか、執行部、プロジェクトチームに再三再四求めておりますが、いまだに方針を示せない市の対応は、無条件で税金で支払うつもりなのか本当に無責任きわまりないと言いかねないところがあります。

この樋島漁協損失補償問題につきましては、今回、担保不動産が1,500万円で売却され残債に充てられたことは、特別委員会が裁判の回避と担保不動産の処分を求めてきた結果、今年度内の裁判は回避され、残債を減らすことはできましたが、まだ残債が3,885万円ほどあり、これを市民の税金で払うことは市民感情からして許されないことであり、やはり樋島漁協は最後まで責任を持つことが市民に対しての最善の誠意だと判断したところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に、次回の特別委員会の開催については、市に対して要請した、先ほど述べた事項について実行されるか見守りながら、必要が生じたら開催することとしました。

以上が、当特別委員会を6回にわたり開催した審査の経過並びに結果であります。今回の議決事項はお手元に配付したとおりであります。よろしく審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。なお、樋島漁協損失補償調査特別委員会として閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よ

ろしくお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

16番、津留君。

○16番（津留 和子君） この決議事項のことについてお尋ねしたいと思っておりますけれども、上5行です。5行の間に2点ほど書いてございますけれども、樋島漁協事務所の土地と建物及びその土地に付属する資産が売却され債務返済に充てられることを確認した上で、損失補償の予算措置を認めるものとする。そして2点目は、樋島漁協の資産について早急に市の名義として仮登記をとというようなことであると思っておりますけれども、これは求償権が存在すると思っておりますが、求償権の絡みで法的には何ら問題はないのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） 確かに求償権は付与されておられません。ということで、私たち特別委員会はその努力を市に求めるものであります。そして、樋島漁協に誠意を求めるものであります。確かに、議員が申されますとおり、求償権がないということはわかっておりますが、来年の6月に議会で提案されるかわかりませんが、それまで市の執行部には努力をしていただきたいということで議決したものです。

○議長（堀江 隆臣君） 16番、津留君。

○16番（津留 和子君） 契約を交わしている上で法的には求償権というのは存在するわけがありますので、なかなか努力ということだけでは、法的にこれがどうなるかと。これは、私はすごく問題ではないかと思っておりますけれども。だから契約書を最初からやり直すとか、そういうことの努力ということでしょうか。法的には私は少し難しいのではないかというふうに感じておりますけれども。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） 新たに契約をするということは樋島漁協の誠意があればできると思っておりますが、五者協定の中で契約を交わされておりますので、契約の変更ということはできないと思っております。そういうことで執行部に、樋島漁協の誠意を求めるということで努力をしていただくということでございました。

ただ、じゃあ税金で全部まかなっていいのかという意見もあります。そういうことで、今どうしたら一番解決に向けてできるのか。3,800数十万円を漁協に求めるということも、確かに今となっては担保物件がない以上、求償権はありません。また、理事に対して請求してはどうかという意見もありました。しかしながら、この樋島漁協の事務所と土地を処分することによって、市民の理解が得られるのではないかということで、こういった結果になりました。

○議長（堀江 隆臣君） 16番、津留君。

○16番（津留 和子君） なかなかこの求償権の問題は難しいのではないかと思います。それで、この前から1,500万円の件でだれが持って行ったとか、執行部が持って行ったからというふうなことですごく問題にもなっておりますが、私も決していい方法ではなかったとは思っています。

しかしながら、私たちが議会として市民に対してやらなくてはいけないことは、どうしてこのように市が負担して、皆さんの税金の中から支払うようになったのかというような経緯と中身を、やはり議会人として、市民の方々に説明していく努力のほうが先だと私は思うのです。

それで、全部がうまくいけばいいのですけれども、やはり求償権も存在しますし、解決するのにも時間もかかりますし、なかなか難航するするのではないかと思います。この前の支払いの仕方の方論ももちろんでございますけれども、何回も繰り返すことになってますが、議会人としては、やはりどうしてこのようになったのかということをも市民に向かって説いていくべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私は、この樋島漁協の問題というのは、今市民の皆さんも、では最終的に私たちの税金からいくら支払われるのかというのが一番大きな関心事ではないかというふうに思うのです。それで、この特別委員会は私もずっと傍聴してきましたけれども、3点ほど質問したいと思います。

一つは、先ほどの委員長の報告にもありましたが、この問題は合併前の旧龍ヶ岳町の問題だから、今どうこう言えないというふうに市長も言っておられました。残債は法的にも市が払わなければいけないというふうに言っておられました。平成19年末までに支払いますと、樋島漁協の組合長が、市には迷惑をかけないというふうに言っておられたわけですが、それが実行できなかったという責任については、どのようになったのかということ。まずそれを。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） この問題は平成16年3月31日付で事務引き継ぎ書が交わされております。その中で当然、旧龍ヶ岳町の問題ではありますが、合併した以上、当市に責任は引き継がれたものと私たちも理解しております。

そういう中で、樋島漁協の平成19年までに支払いますという責任はどのように協議されたかということですが、まさに先ほど申し上げましたとおり、今、求償権はないけれども、この事務所と土地を処分することによって、その責任と誠意が私は果たせるのであろうと思っております。当時、平成12年には支払い計画書もできております。

それで、平成16年11月17日の理事会では、これは会議ですけれども、これには返済計画もあります。平成16年11月17日の理事会で、本人及び連帯保証人に出頭通知により提出してもらい、内容について十分審議した結果、上記の表のとおり返済計画書を提出します。債務者もその開催趣旨をくみ取り、平成19年末までには必ず返済するとの約束が得られました。

なお、担保物件を処分し、17年から19年までの間に債務に充当しますという返済計画が、樋島漁協の組合長以下理事全員の署名捺印によって支払うという計画がなされているにもかかわらず返済されなかったということは、樋島漁協の理事の方々にも責任があるものと私は思っ

ております。そういうことで、この樋島漁協の土地、建物を処分することが市民への誠意を見せていただくということで、委員会として全会一致で決議いたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） そもそも特別委員会というのがなぜできたのかということですが、法的には市が払うことになっていますが、なるべく市の税金を使わなくてもいいように何とか執行部ともども協議していきたいということでできたと思います。

私が特別委員会を傍聴して思ったのは、委員の皆さんの質問とか何かに執行部からの答弁が、特別委員会次第みたいなのを感じたのです。特別委員会がこういうふうにすると、それに執行部が対応するみたいな形に傍聴していて少し思えたものですから、何かもう少し執行部のほうが率先してと言いますか、プロジェクトチームもできていることですし、そういうふうに樋島漁協に対していろいろ行動を起こされるべきではないかと思ったのです。その辺に関しては、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） まず、何のためにできたのかということですが、この特別委員会は、当初、市長は一般質問などで裁判や法的な場で、調停などで解決をしたいなどと発言されておりましたし、先ほど述べた記録報告書などからもわかるように、不透明な部分があったということで私も一般質問の中で、これは一般質問の中でやってもその内容すら把握できないということもありまして、特別委員会を設置することを提案し、設置されました。

結果、自己競落物件の売却によって1,500万円が減債になりましたが、これで裁判の回避が今年度はできましたが、その先というのはまだわからないというような状況です。それで、私も特別委員長としてプロジェクトチームの座長に対しては、再三プロジェクトチームなりに、市の残債の処理の方法、どういったふうにして解決していくのか、その方法を示していただきたいということで再三要請はしましたが、特別委員会の質疑などに追われて、なかなかその明快な回答は得られておりません。

今後はまだ3,800数十万円残っていますので、それは今、私たち特別委員会では樋島漁協の事務所と土地を処分するのであれば、何とか市民の理解は得られるだろうというふうなことで提案はしました。しかしながら、執行部のほうからは、まだ何も、どうしますというふうなことはあっておりません。

そういうことで、今後執行部には私たち特別委員会と一緒に事務所、土地を処分するような方向で行かれるのか、ほかの方法でされるのか早く示していただきたいということは、この前もPTの部長には言っております。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 先ほども私言いましたように、市民の皆さんはどれだけの金額になるのかというのを一番関心に持っておられると思うのですが、この特別委員会からは、先ほどこ

の決議事項にありますように、土地などの処分などいろいろ求めておられて、これをしなければ認めないというふうに全会一致で決定したということでした。

先ほどの委員長の報告にもありましたが、執行部からは事務所や土地をどう処分するのか等、いろいろ確定していないということで金額もわからないという答弁のようです。現在の残債が3,885万円で、執行部としては23年度中に予算化したいというようなことですが、当事者が二人おられて、一人の方は毎年払っておられるということなので、その分もこの3,885万円の中に含まれていると思うのです。最終的に、そちらはあと何百万円かということだったと思うのですが、23年度に最終的に払わなければいけない金額がどんなふうになるのかというのは、今の段階ではやはりわからないということなのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） 先ほども述べましたとおり、現在の残高は3,885万100円です。うちA氏は3カ月に1回支払われておりますので、今後、例えば6月に予算計上されたとしたら2回払われます。2回で73万5,600円です。そうすると、もし予算計上を6月にするとなれば3,811万4,500円となる見込みです。

しかしながら、今言いました3カ月に1回支払われていらっしゃるA氏については求償権がありますので、その方の、その後の残債は257万4,600円です。6月以降、もし今支払われていらっしゃる計画どおり払われると7回分です。それで、平成24年末には完了する予定です。これは損失補償をした後もA氏の誠意があれば回収可能な金額だと思います。そして、その残額としてB氏の残債分が3,553万9,900円となります。ということで、そのB氏の、今度1,500万円で売却された不動産の所有者の方のことなのですが、その方の残債分が残ってしまうという格好になります。金額についてはいいですか。その方の残債が3,553万9,900円ということになります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

15番、窪田君。

○15番（窪田 進市君） 建前的には、特別委員会が全会一致で市に要請をいたしますという決議事項でございますが、これは例えば、土地の問題、建物の問題あるいは保全の問題と載っておりますけれども、先ほど説明がありましたように、総務企画部長の答弁では、そのように努力をいたしますということがあったというふうに受けております。この特別委員会が必要であれば、さらにはまた今後開いて対処していくと、これが最後ではないのだということです。こういった上への要請あたり出されておりますけれども、並行してこれは努力しながら、あるいは努力してもらったりということだと思いますが、大体いつごろまでにこのことを解決してもらいたいということなのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） それは、いつまでということはありませんが、当然3,885万円の残債がなくなったときに完結するものと私は思っております。そうい

うことで、今、特別委員会で議論されていること、プロジェクトチームで議論されていることなどが整理されて、6月の当初予算に計上されるということであれば、そのときに執行部の努力も伺いながら解決されるものと私は思っております。これは議会も含めて市の執行部もこれを解決しようという意志が強くなければ解決しません。そういうことで、総務企画部長は23年度中という少し濁したような答弁もありましたけれども、そういった中で、できれば平成23年6月には解決できればと私は思っています。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） これはやはり、ずっと合併以前から、あるいは合併してからも何度となくこういうことが一般質問に出てまいりました。今回は特別委員会をつくって、ひとつ内容調査もしてもらったらどうかと議会一致でいきました。そして、今回1,500万円で漁協側も努力していただいた。そして、委員会あたりでもいろいろな調査をしながら進めていった。まず1,500万円の評価があります。

ところが、今後において、例えば土地、建物の資産の売却は非常に厳しいものがあると思えます。今なかなか土地を売るといっても売れない。あるいは漁業協同組合は、主権者は組合員でありまして、それを簡単に売ろうかという話ではなくて、やはり組合員が売却していいと、あるいは減資をするということが、いろいろな形であれば、土地処分といったこともできる可能性がありますけれども。まず、土地売却、建物売却については、いろいろな要素からなかなか困難なところがある。早く売って払えばいいという願いはあっても、このことが実行されるのは大変難しい問題と思えます。

もう一つは、事前に債務保全のために早急に市の名義として登記を行うように市へ求めると。市の名義として求めても、組合員とか漁協に求めることはできないわけですが、そのことも、この23年度あたりにできるか。できない場合は、もう少し頑張ってくれという話がありますけれども。

最後に、市が、市長あたりからも裁判で判決が出た場合にはやっていいということがありましたけれども、これはやはり、今までも市民の血税で簡単に、合併前の引き継いだものを、内容を論議せず、内容を調査せずに払っていいかという、3,885万円には減ってまいりましたけれども、なかなかこれは慎重にして、努力をして減らさなければ市民も理解できない。そういう課題がありますが、そういった土地の売却、あるいは市に対する名義を求めるということで、特別委員長としてはどうお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） この問題は大変簡単にできるものではないというふうに私も思っております。当然、漁協の土地と事務所というのは漁協の組合員全体のものでもあります。しかしながら、先ほども言いましたとおり、やはりこれだけ上天草市、私たち議会も含めて、迷惑をかけないと言いながら返済計画もきちんと履行されなかった。そういったことも含めて、そしてもう12月ですので約3年になります。ここまで解決できな

ったというのは、やはり市の執行部が今まで先送りにしてきたからではないかと思います。そういうことも含めて、組合の誠意と上天草市の執行部の努力をあくまでも求めるものでありますので、今できなかつたらとかいう考えはありません。そういうことで、強力に進めていただきたいと執行部には私は要請もしますし、していただきたいと思っています。それが漁協の上天草市民に対する誠意だと私は思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 15番、窪田君。

○15番（窪田 進市君） これはずっと前の委員会でも、部長あたりは足を運んで催促に行ったのかという質問もありました。その中の返答あたりも、かなり会議を開いたり、いろいろな協議をしながら遅々として進まない、難しい問題だということで報告を受けた経過がありますので、決して市そのものが熱心さが足りないとか、あるいはそういう誠意がないとかいうことばかりでは私はないと思いました。

今回も、内容的には新聞を見てみたり、あるいはたまに、そのことはどうなっているのかと聞きまして、いろんな難しさといえますか、やはりこの解決には難しいものがあると感じました。当然、今後については、市当局も要請については精いっぱい努力していかなければならないと思いますし、3,800万円よりもっともっとうまいぐあい減ったということであれば、また漁業の皆さん方にとりましても、これは解決できることですからいいことだと思います。

今ありましたように、こういった要請することについての問題点がありますけれども、今後、最終的にはこの議会のほうでそういうものを判断するといえますか審議して、議会の中で決議をしたことが、県のほうに支払いするということになりますので、そういった両面も加えてやってく必要があるというふうに思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 19番、田中君。

○19番（田中 勝毅君） 私事でありますけれども、先刻、議長に口頭のほうで通告しておりました。

ただいま、社協のほうで、県の監査機構のほうから来られて監査があつておられますので、市の監査委員も立ち会ってくれということでありましたので、3時からでありましたけれども退席をしてよろしいか、お伺いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 退席するのは御自由なのですが、この後すぐ、この委員長報告に対する採決がありますが、採決までされたらどうですか。その後退席されたら、いいですか。

○19番（田中 勝毅君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

4番、須崎君。

○4番（須崎 光枝君） 話を聞いていますと、最終的に市が支払うのですか。それと市民の中には、市には金があるから我々は税金も払う必要はないという声も聞きます。市民の大切なお金です。これは大変なことです。滞納と一緒にもう少し、今までが手ぬるい感じだったと思

ますけれど。市の支払いはするようになっているのですか。お答えをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） これは契約をしたときから、その支払い義務はあると思います。結局、残債が残ったということは、旧龍ヶ岳町が五者協定によって求償権を放棄して債務保証をしたという事実があります。そういうことで、残債が残れば払わなければならないというのは、特別委員会の委員も執行部の皆さんも承知のとおりだと思います。

しかしながら、私たち特別委員会の委員は、それではいけないということで、今回、樋島漁協の土地と建物を処分していただくという議論になりました。確かに3,885万円すべてを漁協に支払ってもらおうとか、その関係者に支払ってもらおうとか、いろいろな意見もありました。また、理事に対してそれを求めていこうということもありました。理事の方がどういうふうを考えていらっしゃるかわかりませんが、理事の方々の責任も私は重いと思います。

この事務所、土地を処分することができなければ、今後どういうふうになるかわかりませんが、特別委員会としては、やはり理事の方にも責任というものはある程度とっていただきたい。支払い計画書をつくりながら、そして7,300万円で理事の皆さんが値段をつけたわけです。それが4,000数百万円にしかならなかったということです。これは経済情勢のこともあります。当然そういったこともあります、やはり理事の責任は重いと思います。

そこで、私たちも、これなら市民にも納得していただけるのではないだろうかという思いで事務所の土地、建物を売却するように市に要請するということを決定したわけです。そこで税金で支払うのかということですが、これは契約上、まだそれが幾らになるかわかりませんが、支払わなければならないのではないかと私は思っております。これは執行部も同じ考えだろうと思います。税金で支払ったら確かに市民の皆さんから批判をいただくのはわかっております。しかしながら、そういった誠意を見せていただくというのが最善の策ではないかということで決定いたしましたので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 須崎君。

○4番（須崎 光枝君） 理事も漁協も裸になって一生懸命した残りを市が払う分は、なるだけ金額を少なくしていただきたい。理事にも責任があります。だから理事も組合長も誠意を示して、なるだけ市の負担を少なくしてもらいたいと思います。

以上、終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければこれより討論に入ります。

16番、津留君。

○16番（津留 和子君） これは報告ではないのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 報告です。報告で、委員長報告の決議事項が配られているかと思うのですが、これを決議することによって特別委員会の決議事項をこの議会としての決議にしよう

というのが委員長の提案でございます。

討論はございませんか。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは樋島漁協損失補償調査特別委員会報告を採決いたします。

特別委員長報告のとおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

この件につきましては、議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員長から会議則第104条の規定により、お手元に配付しました各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全部終了いたしました。

これもちまして議事を閉じ、平成22年第5回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時23分